

業 務 要 覧

令和4年版

神戸運輸監理部

目 次

総務企画部

【総務課】

1	沿革	総総	1
2	歴代海運・運輸監理部長	総総	1
3	管轄区域	総総	2
4	組織及び主な業務	総総	3
5	海事功労者等表彰	総総	4
6	叙位・叙勲及び褒章	総総	5

【安全防災・危機管理課】

1	安全防災・危機管理対策	総安	1
(1)	年末年始の輸送等に関する安全総点検	総安	1
(2)	運輸安全防災・危機管理業務推進本部	総安	1
(3)	防災訓練	総安	1
(4)	運輸安全マネジメントセミナー等	総安	2
(5)	安全統括管理者及び運航管理者研修	総安	3

【企画課】

1	公共交通活性化の取り組み	総企	1
(1)	陸上交通の確保維持・活性化	総企	1
(2)	海上交通の確保維持・活性化	総企	1
(3)	地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業	総企	2
2	観光振興の取り組み	総企	2
(1)	瀬戸内海観光連携推進会議による瀬戸内の観光活性化	総企	2
(2)	観光振興・地域づくりに係る調査事業	総企	3

【物流施設対策官】

1	倉庫業の現況	総物	1
(1)	事業者数及び所管面(容)積	総物	1
(2)	倉庫需要	総物	2
(3)	倉庫管理主任者スキルアップセミナー	総物	3
2	物流の効率化	総物	4
(1)	物流総合効率化計画の認定	総物	4
(2)	モーダルシフト等推進事業	総物	4
(3)	グリーン物流等に係る普及・啓発	総物	4
(4)	物流分野におけるエネルギー使用の合理化	総物	4

(5) 物流に係る交通環境教育プログラム	総物	4
(6) 交通環境教室	総物	5
3 災害に強い物流システムの構築	総物	6
4 バリアフリーの推進	総物	6
(1) バリアフリー教室の開催	総物	6
(2) 関係機関との連携	総物	6

海事振興部

【旅客課】

1 旅客船事業の現況	海旅	1
(1) 旅客船事業者数及び航路数	海旅	1
(2) 旅客船事業の増減状況等	海旅	2
(3) 輸送実績の推移	海旅	2
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許	海旅	5
3 海事思想の普及	海旅	8
4 感染症拡大防止対策に関する補助制度	海旅	8

【貨物・港運課】

1 内航海運の現況	海貨	1
(1) 内航海運登録事業者数等	海貨	1
(2) 法人・個人別事業者数	海貨	1
(3) 船種・船型別船腹量及び隻数	海貨	2
(4) 自家用船舶使用届出状況（100総トン以上）	海貨	2
(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況	海貨	3
2 貨物利用運送事業の現況	海貨	4
3 港湾運送事業の現況	海貨	4
(1) 港湾運送事業者数・許可数	海貨	4
(2) 港湾運送実績	海貨	5
(3) 港湾労働者の現況	海貨	9

【船舶産業課】

1 造船業の現況	海舶	1
(1) 造船業の施設等の状況	海舶	1
(2) 船舶の建造・修繕実績	海舶	1
2 舶用工業の現況	海舶	2
(1) 舶用工業事業所数	海舶	2

(2) 船用工業の実績	海舶	3
3 造船業・船用工業対策等	海舶	6
(1) 人材の育成	海舶	6
(2) 造船業における労働災害防止指導	海舶	7
4 舟艇利用の現況	海舶	7
(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進	海舶	7
(2) 海の駅・防災栈橋等の活用による舟艇利用促進事業	海舶	8
5 モーターボート競走の現況	海舶	8

【船員労政課】

1 船員労働の現況	海員	1
(1) 船員の労働組合組織率	海員	1
(2) 船員最低賃金の状況	海員	1
(3) 船員の福利厚生施設の状況	海員	1
(4) 船員の確保対策	海員	2
(5) 個別労働関係紛争等の処理状況	海員	3
2 船員職業安定業務の現況	海員	3
(1) 船員の雇用情勢	海員	3
(2) 雇用促進等対策	海員	4
(3) 雇用保険に係る失業等給付	海員	5
(4) 船員派遣事業	海員	5
(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について	海員	5

海上安全環境部

【船舶安全環境課】

1 船舶の登録及びトン数の測度	安環	1
(1) 船舶の登録業務	安環	1
(2) 船舶のトン数測度業務等	安環	2
(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明	安環	2
(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検	安環	2
(5) 船舶の解撤等に係る臨検	安環	2
2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止	安環	3
(1) 船舶の安全に関する検査等	安環	3
(2) 海洋汚染等の防止	安環	4
(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務	安環	6
3 海上交通監査計画	安環	8

4 海事／船員行政品質マネジメントシステム	安環	9
-----------------------	----	---

【船員労働環境・海技資格課】

1 船員の労働環境	安員	1
(1) 船員労働保護の業務	安員	1
(2) 船員衛生環境等の業務	安員	5
(3) マルシップに関する事務	安員	5
(4) 船員災害防止対策	安員	6
2 海技資格事務の現況	安員	10
(1) 海技士国家試験	安員	10
(2) 小型船舶操縦士国家試験	安員	10
(3) 免許関係事務等	安員	11
(4) 登録船舶職員養成施設での養成等	安員	11
(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習	安員	11
(6) 最少安全配員証書の交付	安員	12
(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進	安員	12
3 水先の現況	安員	13
(1) 水先区及び水先区水先人会の現況	安員	13
(2) 水先人試験	安員	13
(3) 能力認定試験	安員	14
(4) 航海実歴認定	安員	14

【運航労務監理官】

1 運航労務監理官の業務	安運	1
(1) 運航管理監査等の実施状況	安運	1
(2) 船員労務監査等の実施状況	安運	2
(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について	安運	4

【外国船舶監督官】

1 外国船舶の監督	安外	1
(1) P S Cの概要及び体制	安外	1
(2) 管内P S Cの概要	安外	1
(3) 東京MOU集中検査キャンペーン	安外	1
(4) 東京MOU事業の支援（外国人P S C研修生の受入れと技術交流）	安外	2
(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み	安外	2

【輸送部門】

- 1 自動車運送事業の現況……………兵輸 1
 - (1) 業務別事業者数及び車両数の推移……………兵輸 1
 - (2) 乗合バス事業の現況……………兵輸 1
 - (3) 貸切バス事業の現況……………兵輸 2
 - (4) タクシー事業の現況……………兵輸 3
 - (5) トラック運送事業の現況……………兵輸 3

【監査部門】

- 1 自動車監査指導の現況……………兵監 1

【検査整備保安部門】

- 1 自動車分解整備事業の現況……………兵整 1
 - (1) 自動車分解整備事業者等の推移……………兵整 1
 - (2) 自動車整備士の現況……………兵整 1
- 2 自動車検査業務の現況……………兵整 2
 - (1) 検査関係業務量の推移……………兵整 2
 - (2) ユーザー車検件数の推移……………兵整 2
 - (3) 街頭検査実施状況……………兵整 2
- 3 運行管理者資格者証の交付、整備管理者研修、自動車事故報告の状況……………兵整 3
 - (1) 運行管理者資格者証の交付……………兵整 3
 - (2) 整備管理者研修実施……………兵整 3
 - (3) 自動車事故報告の……………兵整 3

【登録部門】

- 1 管内自動車保有車両数の現況……………兵登 1

総務企画部
総務課

1 沿革

年 月	事 項
明治11年 6月 昭和18年11月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。 運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、島根、鳥取の5県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。 本局は総務、運航、船舶及び船員の4部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する「神戸運輸監理部」となる。

2 歴代海運・運輸監理部長

(令和4年4月1日現在)

発令年月日	氏 名	発令年月日	氏 名
昭和59年 7月 1日	寺 嶋 潔	平成14年 7月 1日	齋 藤 貞 夫
60年 6月26日	片 岡 榮 夫	14年 7月16日	城 石 幸 治
62年 6月 5日	渡 辺 純一郎	15年 7月18日	木 内 大 助
63年 6月10日	望 月 鎮 雄	17年 8月12日	石 田 育 男
平成 2年 6月27日	長 尾 正 和	18年 7月11日	石 丸 周 象
3年 7月 1日	伊 東 弘 之	19年 5月10日	田 中 護 史
4年 6月23日	西 村 泰 彦	21年 4月 1日	関 元 貫 至
5年 6月25日	土 橋 正 義	23年 8月 1日	和 田 昌 雄
6年 6月29日	谷 野 龍一郎	25年 7月 1日	安 藤 昇
8年 7月15日	徳 留 健 二	28年 4月 1日	秋 田 務
10年 6月23日	石 井 健 児	29年 4月 1日	吉 田 稔
12年 6月30日	齋 藤 貞 夫	30年 4月 1日	吉 田 正 彦
		令和 2年 4月 1日	石 原 彰
		4年 4月 1日	田 淵 一 浩

※平成14年7月1日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

3 管轄区域

◎本局（本庁舎）

直轄区域 兵庫県（海運に関する事務に限る。なお、姫路海事事務所の管轄区域を除く。）

◎兵庫陸運部（魚崎庁舎）

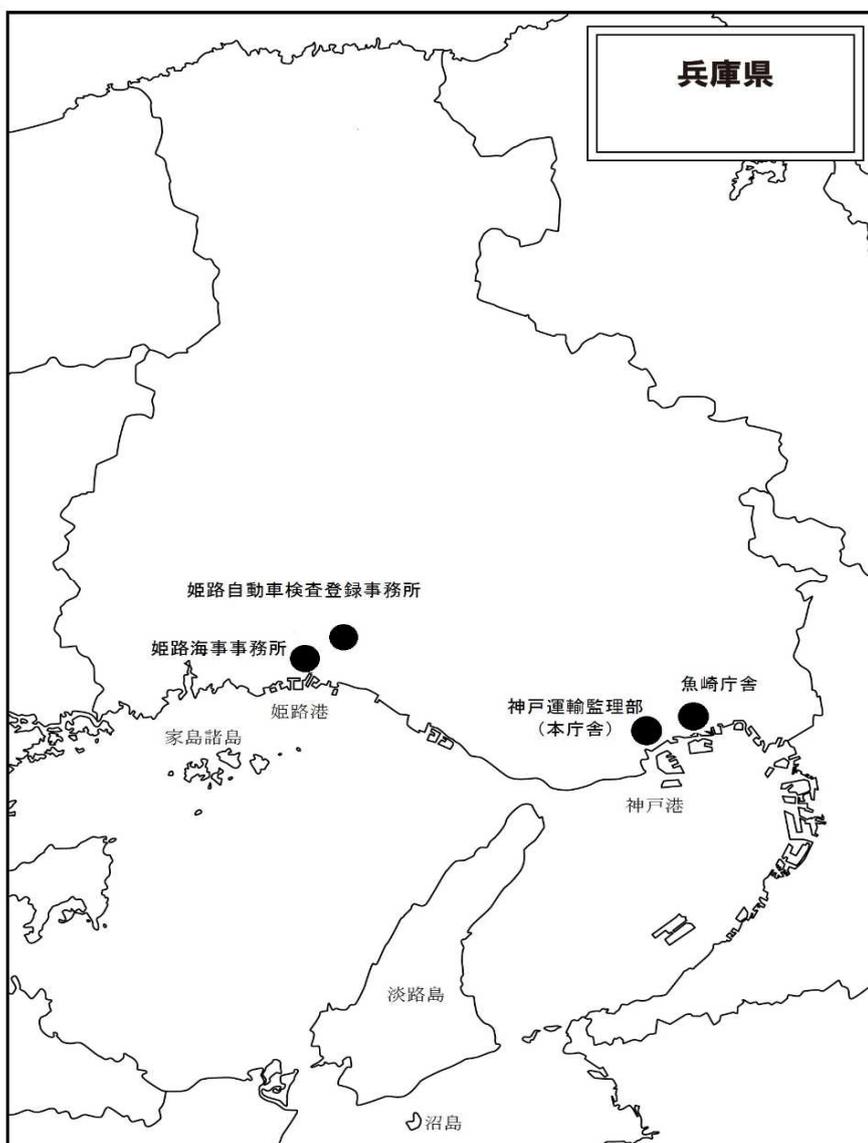
兵庫県（陸運に関する事務に限る。なお、自動車の検査登録に関する事務については、姫路自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）

◎姫路自動車検査登録事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡（自動車の検査登録に関する事務に限る。）

◎姫路海事事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡（海運に関する事務に限る。）



4 組織及び主な業務

神戸運輸監理部

総務企画部

次長
 安全防災・危機管理調整官
 海事交通計画調整官
 総務課
 人事課
 会計課
 安全防災・危機管理課
※R4.4より
 企画課
 企画調整官
 広報対策官
 物流施設対策官

- ・総務、人事、会計に関する業務
- ・行政相談、広報、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護に関する業務
- ・安全防災・危機管理関連対策
- ・公共交通の確保維持及び利用促進
- ・観光振興に関する業務
- ・倉庫業の指導・監督
- ・物流振興・効率化に関する業務
- ・交通バリアフリー化の促進

海事振興部

次長
 旅客課
 貨物・港運課
 船舶産業課
 船員労政課

- ・海上運送事業、内航海運業、貨物利用運送事業（海運）、港湾運送事業、造船業、船用工業に関する指導・監督等
- ・海事思想の普及、海事代理士に関する業務
- ・モーターボート競走の監督、舟艇の利用振興
- ・船員に係る個別労働関係紛争の解決促進、失業対策、職業紹介、職業指導、最低賃金に関する業務
- ・船員の確保対策に関する業務

海上安全環境部

海事保安・事故対策調整官
 調整官
 船舶安全環境課
 船員労働環境・海技資格課
 運航労務監理官
 海事技術専門官
 海技試験官
 外国船舶監督官

- ・船舶の登録、トン数測度、船舶の検査、海洋汚染の防止に関する業務
- ・船員の労働条件、労働災害の防止に関する指導・監督
- ・海技従事者・水先人の試験、海技士及び小型船舶操縦士の資格に関する業務
- ・船舶の安全運航管理に関する業務
- ・外国船舶の監督

兵庫陸運部

運輸企画専門官
 陸運技術専門官

- ・バス・タクシー・トラックの輸送サービスの向上・効率化の推進
- ・運送事業者の監査、利用者保護対策
- ・自動車環境対策の推進
- ・自動車の検査・登録
- ・自動車整備工場の指導、育成

姫路自動車検査登録事務所

運輸企画専門官
 陸運技術専門官

- ・自動車の検査・登録に関すること

姫路海事事務所

運輸企画専門官
 海事技術専門官

- ・海事行政に関すること

5 海事功労者等表彰

(1) 令和3年7月22日付けで国土交通大臣表彰及び神戸運輸監理部長表彰を行った。(第1表)

また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、伝達及び表彰式典に代えてYouTubeチャンネル「海の日」海事功労者等表彰 in KOBE」で受賞者の紹介と祝意を表す映像を配信した。

第1表 海事功労者等表彰状況

国土交通大臣表彰 (神戸運輸監理部関係)	海事功労	1名
	永年勤続	16名
	優良船員	3名
	統計調査協力功労	1社
神戸運輸監理部長表彰	発明・考案	1名
	海事功労	2名
	優良船員	1名
	永年勤続	25名
	マリンエキスパート(3部門)	13名
	造船業災害防止功労	1名
	統計調査協力功労	3社

(2) マリンエキスパート(3部門)表彰

マリンエキスパート(3部門)表彰は、管内の海事産業(倉庫・港湾運送・造船・船用工業・船員・水先人)を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度である。

平成21年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート(ジュニア)を創設。

平成28年度には、表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート(レディ)部門を新設している。

6 叙位・叙勲及び褒章

令和3年度中における受章者は、第2表のとおり8名である。

第2表 叙位・叙勲及び褒章受章者

①死亡者の叙位

叙位	氏名	年月日	主要経歴
正六位	畔上 光彦	令和3年10月16日	元・神戸運輸監理部海上安全環境部 首席運航労務監理官

②叙勲

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
3年春	旭日小綬章	増井 眞	水先業務功労	内海水先区水先人
3年秋	旭日小綬章	齋藤 實	水先業務功労	内海水先区水先人

③褒章

年度	賞賜	氏名	功績概要	主要経歴
3年春	黄綬褒章	大東 洋治	業務精励・海運業	兵庫海運組合理事長
	黄綬褒章	辻 武志	業務精励・水先業務	内海水先区水先人
	黄綬褒章	草間 義夫	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
3年秋	黄綬褒章	高橋 健治	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人
	黄綬褒章	新家谷 聰	業務精励・水先業務	内海水先区水先人

総務企画部

安全防災・危機管理課

1 安全防災・危機管理対策

(1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送が繁忙する年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和3年度は、以下の5点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となった安全性向上等を図ることを目的とした総点検を行った。

- ① 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制、走錨対策（リスク判定等））、飲酒対策の実施状況）
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- ④ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- ⑤ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果（令和3年12月10日～令和4年1月10日）

	事業者数		船 舶	
	旅客船	貨物船	旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	114	51	216	194
現地確認実施事業者・船舶数	13	0	31	0

(2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組みを推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議について、以下の通り開催した。

第1回 令和3年8月31日

第2回 令和4年3月7日

(3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく総合防災訓練を、以下の通り実施した。

<安否訓練>

- 第1回 4月21日（水）

- 第2回 9月16日(木) (総合防災訓練に併設)

<小規模訓練> 災害対策本部設置訓練

- 第1回 6月10日(木) 地震
- 第2回 11月9日(火) 海上事故災害

<総合防災訓練>

- 9月16日(木) 地震・津波

<機器等習熟災訓練>

- 衛星携帯電話 11月5日(金)、9日(火)、11日(木)
魚崎庁舎、姫路自動車検査登録事務所、姫路海事事務所
- 衛星FAX通信訓練 12月8日(水)
魚崎庁舎、姫路自動車検査登録事務所、姫路海事事務所
- 停電時復旧訓練 12月10日(金)、13日(月)
- 非常用発電機作動習熟訓練 2月3日(木)

<政府現地対策本部訓練>

2月9日(水) Web 開催

<その他の訓練>

- 11月5日(金) 津波の日防災訓練
- ・兵庫県津波一斉避難訓練と連動したシェイクアウト訓練
- ・魚崎庁舎との iPad による通信訓練

(4) 運輸安全マネジメントセミナー等

① 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象として各地方運輸局で開催する「運輸安全マネジメントセミナー」を、令和3年度は本省と共同開催で完全オンラインにより、令和3年10月28日～29日に実施し、延べ150人が受講した。

② 運輸防災セミナー&ワークショップ

災害時に重要な役割を担う運輸事業者を対象に、気象情報等の活用方法の紹介やグループ討議を通して自社の被災リスクと事業への影響を把握し、事業継続のための防災体制を整える契機になることを目的に、近畿運輸局・神戸運輸監理部共催でオンラインにて開催した。

開催日は、令和3年7月6日、7月13日、7月28日の3回実施し、合計71名の参加があった。

(5) 安全統括管理者及び運輸管理者研修

近年、日本では地震や気象災害が多発し、鉄道のテロが相次いで発生しており、海上交通においても、安心かつ安全な人流・物流を確保できるよう災害発生時の対応やテロ防止対策の強化が求められている。そこで、旅客船事業者及び内航海運事業者を対象に、「自然災害」と「テロ」の脅威から海上交通を守り、運輸安全マネジメント体制の向上を図ることを目的として、安全統括管理者及び運航管理者研修会を開催した。開催方式は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、Youtube による動画配信とし、75人が視聴した。

総務企画部
企画課

1 公共交通活性化の取り組み

地方部を中心として人口減少の顕著化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。加えて、地域経済社会の発展に資する交通インフラの着実な整備により、生産性向上を図ることも必要である。

このような状況を踏まえて全ての地域において、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地域公共団体が公共交通事業者等と連携して、最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要がある。

このため、令和2年11月に「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体が従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を総動員する「地域公共交通計画（マスタープラン）」を作成することを努力義務化した。

また、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」について、以下のとおり取り組んだ。

(1) 陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法の助言を行っている。

令和3年度においては、37機関で開催された地域公共交通会議等（延べ99回開催）に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件についての説明のみならず、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課とも連携をとり、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。また、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、的確な判断が出来るよう事業の推進を図った。

(2) 海上交通の確保維持・活性化

離島航路整備法による補助航路として、沼島～土生航路(以下「沼島航路」)と今年度から初めて適用された姫路～坊勢島航路(以下「坊勢航路」)がある。

まず、沼島航路について、沼島航路確保維持改善協議会が令和3年度中に計2回開催され、同

協議会による令和4年度生活交通確保維持改善計画は、令和3年6月25日に変更計画が策定され、同年9月30日に国土交通大臣により認定された。

次に、坊勢航路について、姫路市地域公共交通会議離島航路分科会が令和3年度中に1回開催され、同分科会による令和4年度生活交通確保維持改善計画は、令和3年6月11日に計画が策定され、同年9月30日に国土交通大臣により認定された。

なお、沼島航路に係る確保維持改善事業については、前述の協議会から自己評価結果の報告を受け、学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において二次評価を行った。

(3) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和3年度地域公共交通フォローアップ調査（直轄調査）として「家島諸島航路における多様な関係者と連携した「企画切符」による航路利便性向上と交流人口の拡大に関する調査」を実施した。

家島諸島では、島民の日常生活や家島諸島への業務や観光などの活動のため、姫路～家島（2事業者）、姫路～坊勢島（1事業者）、家島～坊勢島（1事業者）で定期航路が運航されている。

島民にとって家島諸島航路は必要不可欠な生活航路であるが、島民の少子高齢化・人口減少による利用者数の減少が続いており、今後さらなる利用者の減少が予想される中、将来に亘り航路を安定的に確保・維持するためには、地域を活性化し家島諸島での人口定着のほか、観光振興等による交流人口の拡大を図ることが喫緊の課題である。

本調査では、家島諸島航路の活性化を図るため、姫路市及び地域関係者と連携し、観光振興等による交流人口の拡大に向けた課題やその解決策として、令和2年度調査で社会実験を行った企画切符（しま遊びきっぷ）に島内の飲食店等で利用できる割引・サービスを付与し、商品化のための実証実験を行った。また、その実験結果を踏まえ関係者が取り組む方策を提言してとりまとめた。

2 観光振興の取り組み

(1) 瀬戸内海観光連携推進会議による瀬戸内海の観光活性化

「瀬戸内海観光連携推進会議」は、瀬戸内海地域の観光活性化を目的に平成23年7月に設立した組織で、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局の5部局で構成されている。

令和3年度は、11月2日に、上記の運輸局等の観光部長等が出席しオンライン会議を行った。

会議においては、瀬戸内海汽船(株)から観光船高速クルーザー「SEA APICA」の取り組みが紹介されるとともに、当会議の今後の取扱いについて意見交換を行った。

(2) 観光振興・地域づくりに係る調査事業

少子高齢化と若者の流出により過疎化が進み、地域の活力が低下している淡路島において、成長している観光分野をうまく取り込み、地域の活性化を図ることを目的として、令和3年度の観光地域動向調査は、「淡路島における魅力的な海事観光コンテンツ造成のための実証事業」を実施した。

淡路島は、「歴史・文化」、「食」、「自然・温泉」など、既に多数の観光コンテンツがあるが、これらに加え、「海」、「船」、「港」などを活用した新たな海事観光コンテンツを造成することにより、更なる観光客の増加と消費拡大を図ることが可能と考えられる。このため、令和2年度の「淡路島の海事関係コンテンツを活かした観光の推進に関する調査」で提案された新たな海事コンテンツの中から「うずしおナイトクルーズ」、「サンセットクルーズ」の2事業を選定し、実証運航を行った。

総務企画部
物流施設対策官

1 倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、466社（前年度末比3.56%増）である。

第1表 倉庫事業者数（令和3年度末）

普通倉庫

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計	区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内			管内	他局管内	
発券	28	31	59	発券	11	14	25
非発券	256	108	364	非発券	39	18	57
計	284	139	423	計	50	32	82

※1 主たる営業所が管内にある発券事業者28社のうち1社、非発券事業者256社のうち3社は、管内に倉庫を有しない。

※2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は39社である。

(イ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第2表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の48.3%、危険品倉庫（タンク）の72.6%、野積倉庫の74.0%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の65.7%が立地している。

第2表 倉庫所管面（容）積の推移

区分	種類別	年度					対前年度比 (%)		
		29	30	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
管内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)	3,171,669	3,320,153	3,600,823	3,740,306	4,216,686	112.7	
		うち 認定タンクルーム (㎡)	77,768	77,996	81,039	80,829	119,256	147.5	
		二類倉庫 (㎡)	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0	
		三類倉庫 (㎡)	55,403	60,212	64,547	64,547	70,407	109.1	
		小計 (㎡)	3,230,238	3,383,531	3,668,536	3,808,019	4,290,259	112.7	
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
		その他 (㎡)	52,874	55,844	59,115	60,809	63,415	104.3	
		野積倉庫 (㎡)	473,850	493,268	488,715	469,808	480,249	102.2	
		貯蔵槽倉庫 (㎡)	769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0	
		冷蔵倉庫 (㎡)	2,325,627	2,391,031	2,676,325	2,811,941	2,805,799	99.8	
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫 (㎡)	1,811,349	1,868,281	2,017,893	2,091,467	2,073,133	99.1	
		うち 認定タンクルーム (㎡)	59,727	58,754	58,012	58,012	96,439	166.2	
		二類倉庫 (㎡)	0	0	0	0	0	0.0	
		三類倉庫 (㎡)	272	272	0	0	0	0.0	
		小計 (㎡)	1,811,621	1,868,553	2,017,893	2,091,467	2,073,133	99.1	
		危険品 倉庫	タンク (㎡)	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
		その他 (㎡)	18,010	20,127	22,082	22,763	23,129	101.6	
		野積倉庫 (㎡)	355,568	355,610	348,595	347,942	355,683	102.2	
		貯蔵槽倉庫 (㎡)	699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0	
		冷蔵倉庫 (㎡)	1,574,300	1,662,716	1,706,629	1,830,497	1,844,608	100.8	

*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第3表、冷蔵倉庫は第4表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

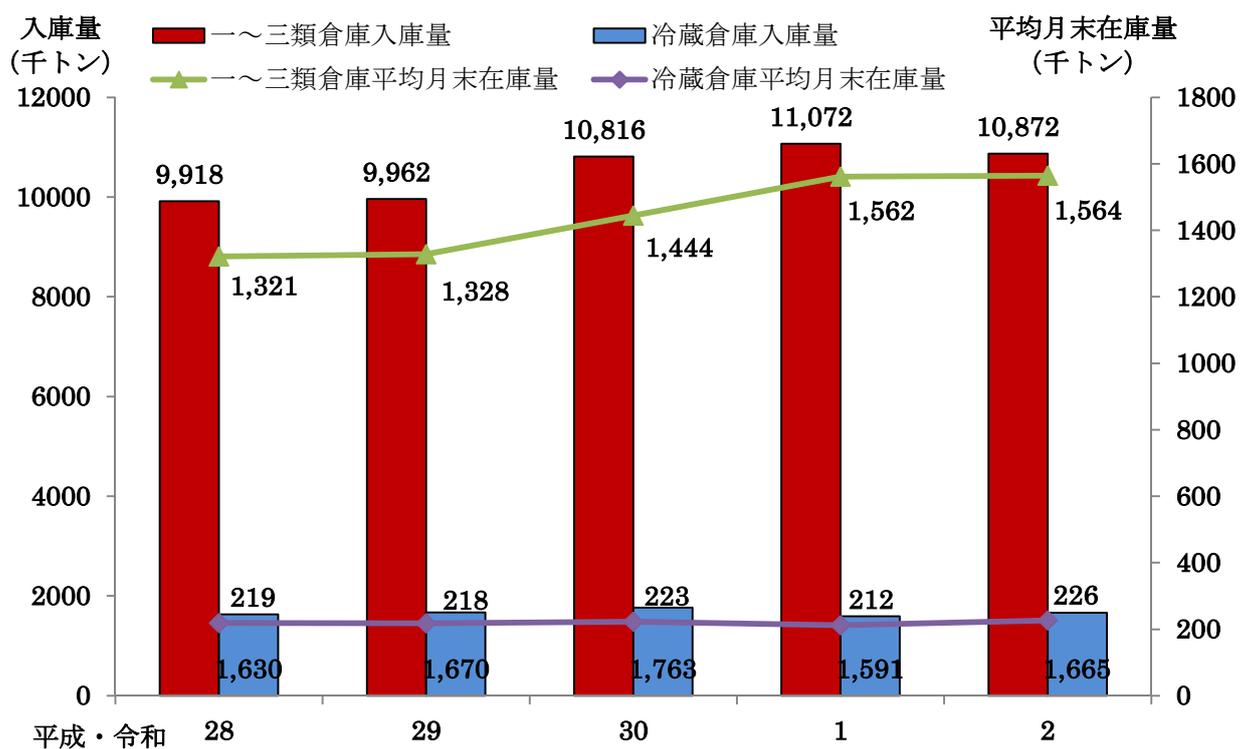
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和2年度）

種類別 品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)								
農水産品	608	242	0	0	0	0	1,607	268	2,215	510
金属	657	106	0	0	631	55	0	0	1,288	160
金属製品・機械	1,422	111	15	1	419	11	0	0	1,856	123
窯業品	101	20	0	0	0	0	0	0	101	20
化学工業品	1,915	312	748	91	1	0	7	1	2,670	404
紙・パルプ	741	64	0	1	0	0	0	0	741	65
繊維工業品	140	32	0	0	0	0	0	0	140	32
食料工業品	3,116	324	0	0	1	0	0	0	3,117	324
雑工業品	1,197	216	0	0	0	0	0	0	1,197	216
雑品	975	138	4	1	56	12	12	2	1,047	153
令和2年度計	10,872	1,564	766	94	1,109	78	1,626	271	14,373	2,007
対前年度比(%)	98.2	100.1	85.8	93.9	76.7	78.4	123.0	122.8	97.6	101.2
令和元年度計	11,072	1,562	892	101	1,446	99	1,322	221	14,733	1,983

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和2年度）

品目	項目	入庫量	平均月末在庫量
		(千トン)	(千トン)
生鮮水産物		0	0
冷凍水産物		115	29
塩干水産物		28	10
水産加工品		32	6
畜産物		155	26
畜産加工品		198	39
農産物		219	42
農産加工品		35	9
冷凍食品		754	50
その他		127	14
令和2年度計		1665	226
対前年度比(%)		104.7	106.6
令和元年度計		1591	212

第1図 管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和3年度は、自然災害対策や荷役作業における労働災害を防止するための取組をテーマに、9月6日に開催した。

2 物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

平成28年10月に物流分野における労働力不足や、荷主や消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、法の目的に「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること」への対応を図る旨が追加されるとともに、二以上の者が事業を連携して行うことを前提に多様な取り組みへと対象を拡大する法改正が行われた。

また、令和2年11月には、地方部における物流サービス及び旅客運送サービスの提供を確保するため、貨客運送事業を支援し、その実施の促進を図ることを目的に法改正が行われた。

さらに、令和4年4月には、倉庫内における作業の効率化を図るため、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加する省令改正が行われた。

令和3年度は、管内において、認定申請はなかった。（全国では57件認定）

(2) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

(3) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、開催を見送った。

(4) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。管内では、特定輸送事業者に指定されている内航海運事業者1社から、中長期計画及び定期報告書の提出を受けている。

(5) 物流に係る交通環境教育プログラム

物流分野における環境問題の解決に向け、若い人材に関心を持ってもらうことを目的とし

て、神戸大学大学院海事科学研究科と連携し、管内の物流事業者の協力のもと、物流の効率化や環境負荷低減を図る方策などについて考える「交通環境教育プログラム」を、平成24年度より実施している。

令和3年度は、令和4年1月14日に神戸大学の学生の参加を得て開催し、キューピー(株)神戸工場及び(株)キューソー流通システムの倉庫について、商品の製造から包装、倉庫への入庫、商品の保管、仕分け、出庫、トラックへの積み込みまでの一連の流れの説明を受けた後、現場を見学した。

また、ワークショップでは、学生を2グループに分け、パレットへの積み付け体験を行い、『包装設計の視点からこれまでの物流を変革する!』というテーマに沿って、事業者から包装設計の取り組みや商品の積み付けと物流効率化について概要説明があり、物流効率化・環境負荷低減に向けて、学生から意見・感想等を発表した。

(6) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに、公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、自発的に環境にやさしい行動をとれる人材を育て、さらには公共交通の利用促進を目的として「交通環境教室」を実施している。

令和3年度は、管内の小・中学校において、3回実施した。

3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和3年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った。（協議会：令和4年3月4日）

令和3年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設37カ所（25事業者）、トラック事業者施設8カ所（4事業者）の計45カ所（28事業者（うち1事業者は倉庫・トラック兼業））がリストアップされている。

4 バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和3年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績（令和3年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	9月27日	1年生55名
姫路市立城陽小学校	11月25日	4年生117名
姫路市立船場小学校	12月9日	4年生66名

(2) 関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国土交通本省において平成31年2月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、近畿分科会が設置され、令和3年6月29日に「令和3年度移動等円滑化評価会議近畿分科会」を開

催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「本省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和3年3月26日に設置された。これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和3年4月22日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置され、第1回会議を開催した。

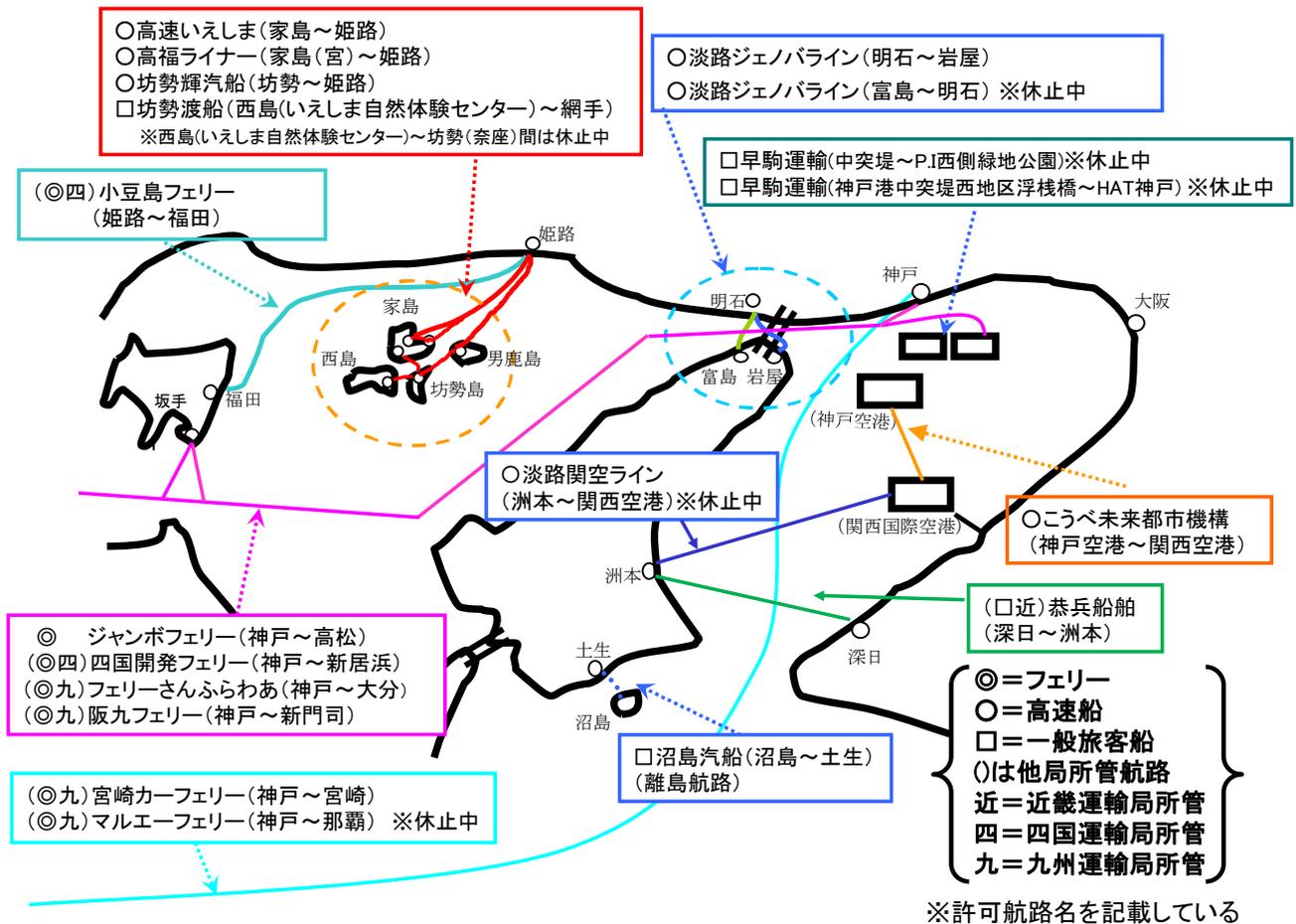
海事振興部
旅客課

1 旅客船事業の現況

管内における旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、山陰海岸、鳴門海峡での遊覧船事業がある。

第1図 管内の一般旅客定期航路

(令和4年5月1日現在)



(1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の状況は、第1～2表のとおりである。

管内の令和4年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、13航路(内、フェリーは1社、1航路)、旅客不定期航路事業は17社、38航路である。

第1表 旅客船事業者数

(各年度とも4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
旅客定期航路事業	11	11	10	10	10
旅客不定期航路事業	18	17	18	16	17

第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
旅客定期航路事業	14	14	13	13	13
旅客不定期航路事業	40	38	38	36	38

(2) 旅客船事業の増減状況等

令和3年度における旅客船事業の増減状況は、第3表のとおりである。

第3表 旅客船事業の新規許可航路（所管航路）

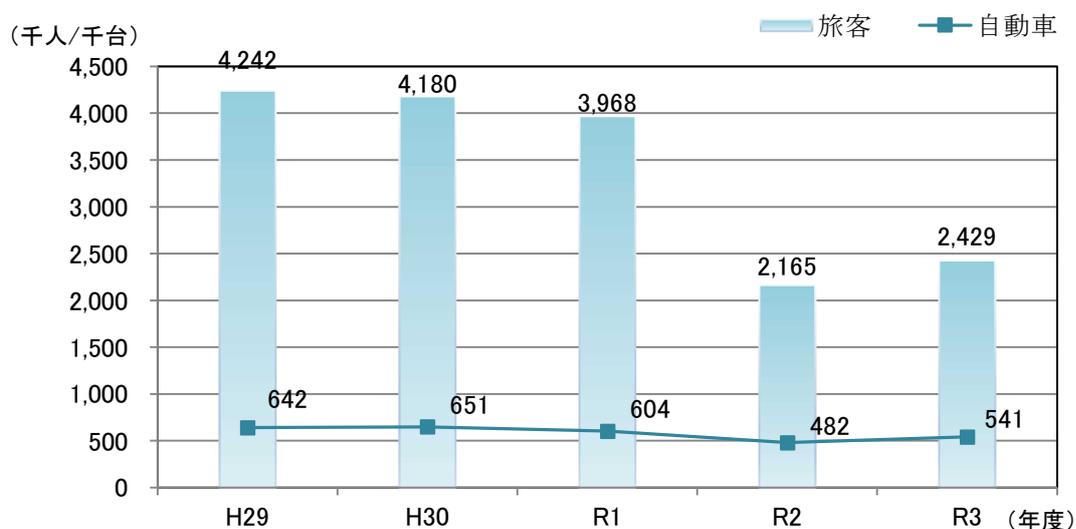
事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
旅客不定期航路事業	ジョイポート淡路島(株)	岩屋港起点野島沖周遊	R3.7.5	R3.7.16
旅客不定期航路事業	(株)赤とんぼ観光	播磨灘周遊	R4.3.15	R4.4.1

(3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2～6図のとおりである。(旅客には旅客輸送人員と航送旅客輸送人員を含む)

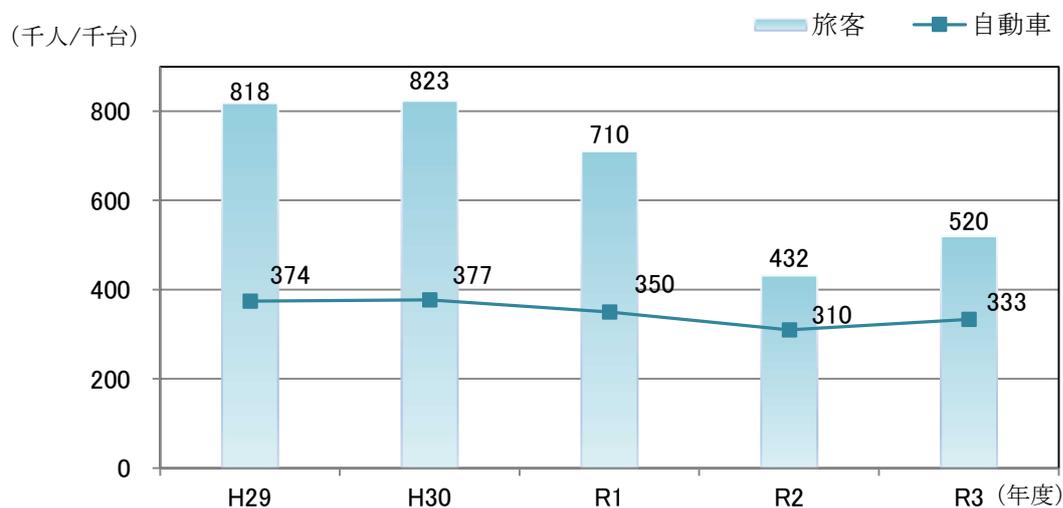
令和3年度における管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客2,429千人(112.2%)、自動車541千台(112.3%)となっている。()内は対前年度比を示す。以下同じ。)

第2図 管内発着航路の輸送実績



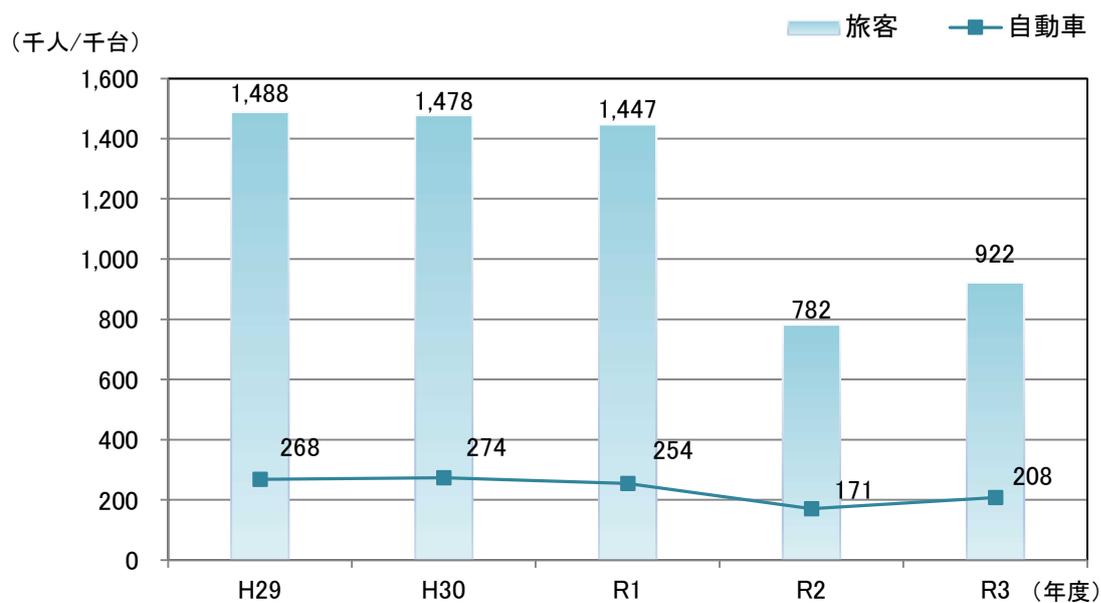
前述を方面別等に見た場合、九州方面の輸送実績は、旅客520千人（120.4%）、自動車333千台（107.3%）となっている。

第3図 方面別輸送実績（九州方面）



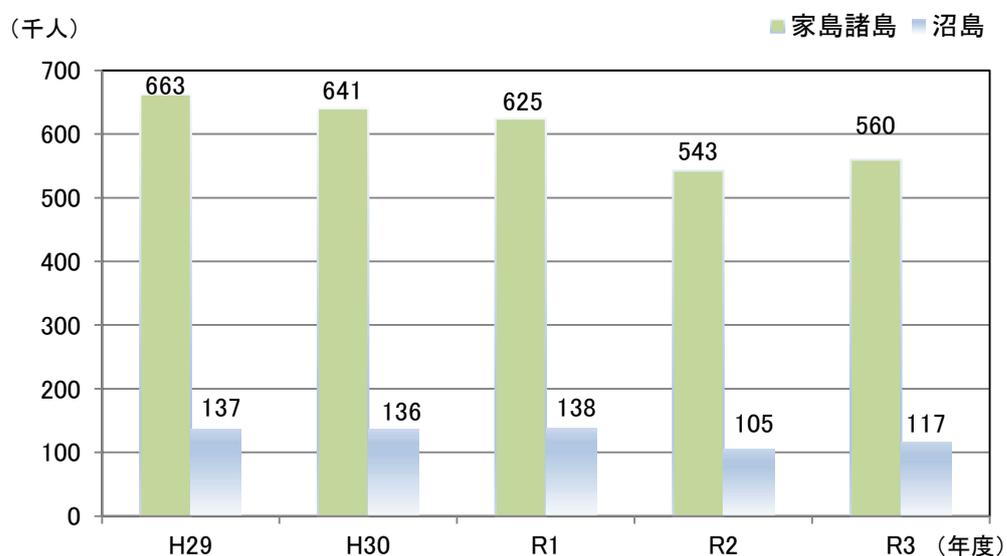
同様に淡路・四国方面の輸送実績は、旅客922千人（117.9%）、自動車208千台（121.4%）となっている。

第4図 方面別輸送実績（淡路・四国方面）



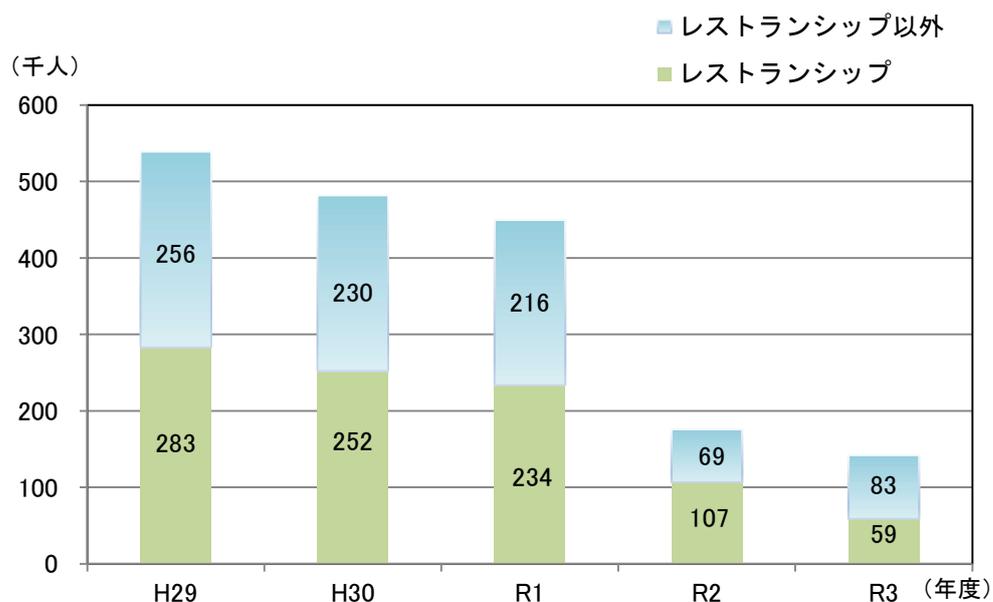
生活離島航路、家島諸島の輸送実績は、旅客560千人（103.1%）となっている。また、沼島の輸送実績は、旅客117千人（111.4%）となっている。

第5図 生活離島航路輸送実績（家島諸島・沼島）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客142千人（80.4%）となっている。

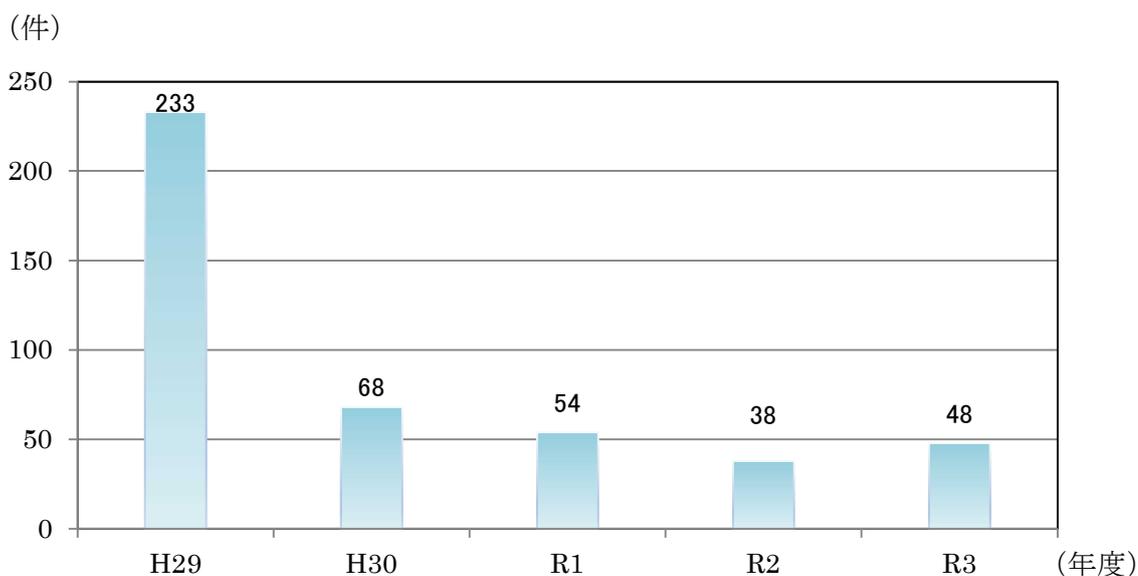
第6図 神戸港起点遊覧船の輸送実績



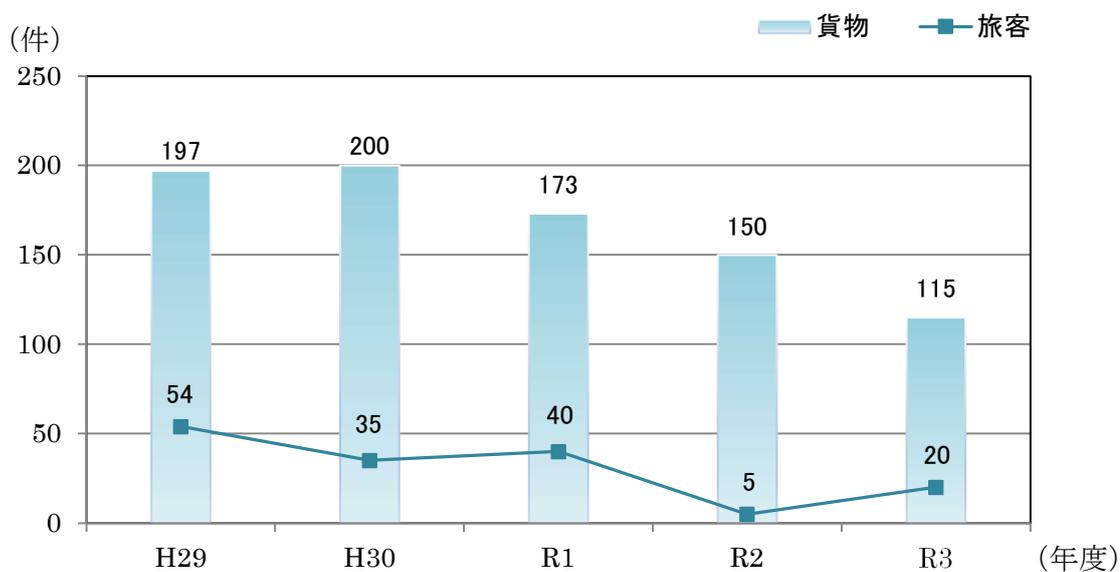
2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による外国籍船舶の不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7～8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9～12図のとおりである。

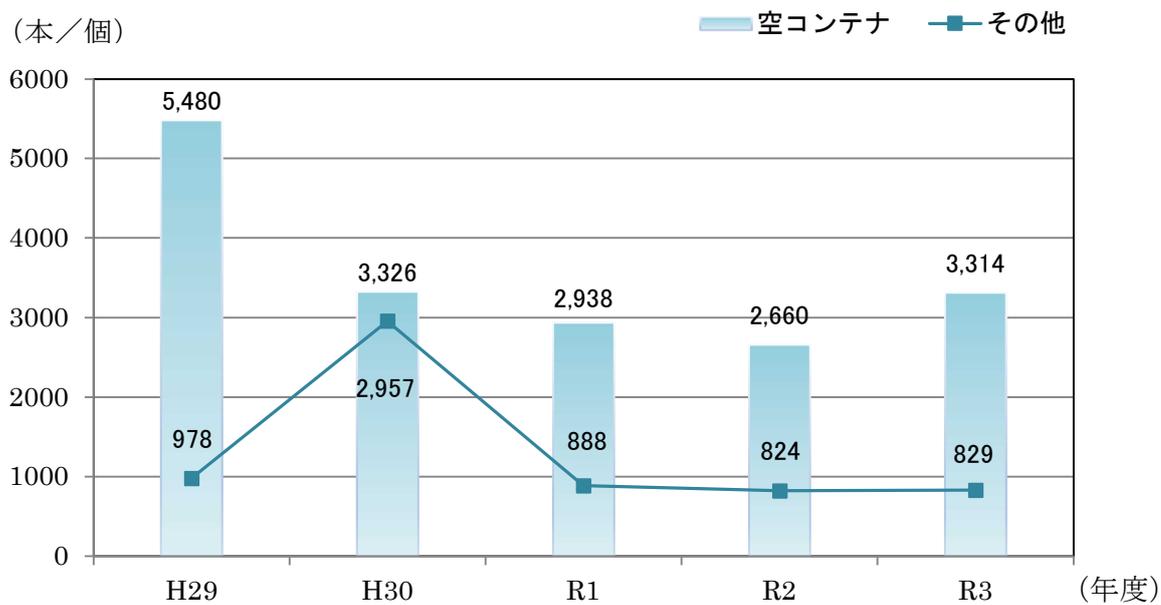
第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数



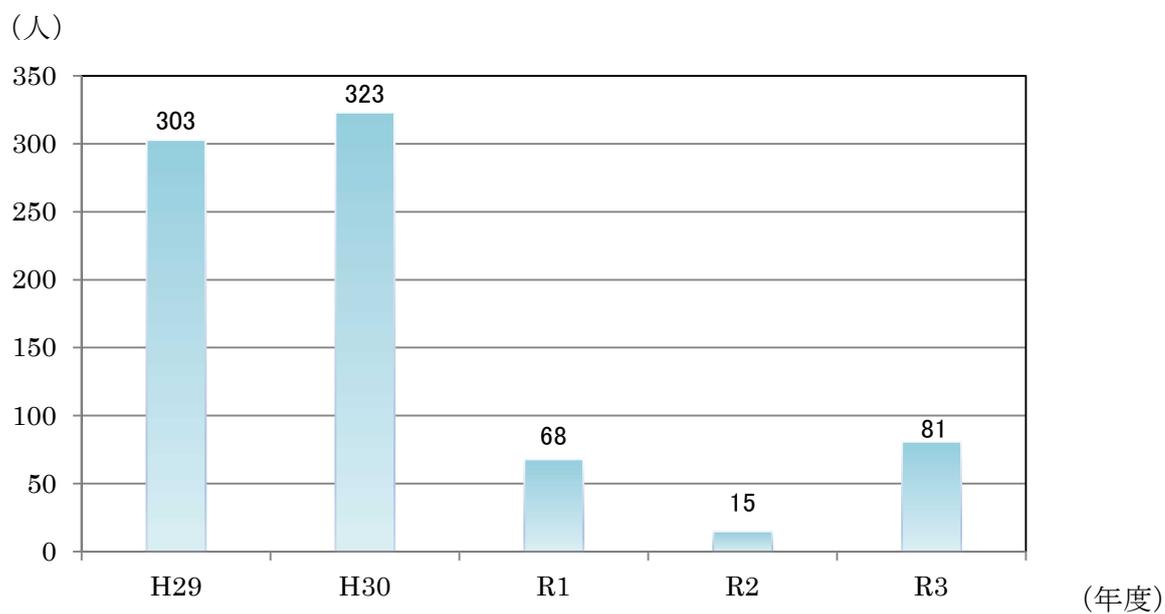
第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数



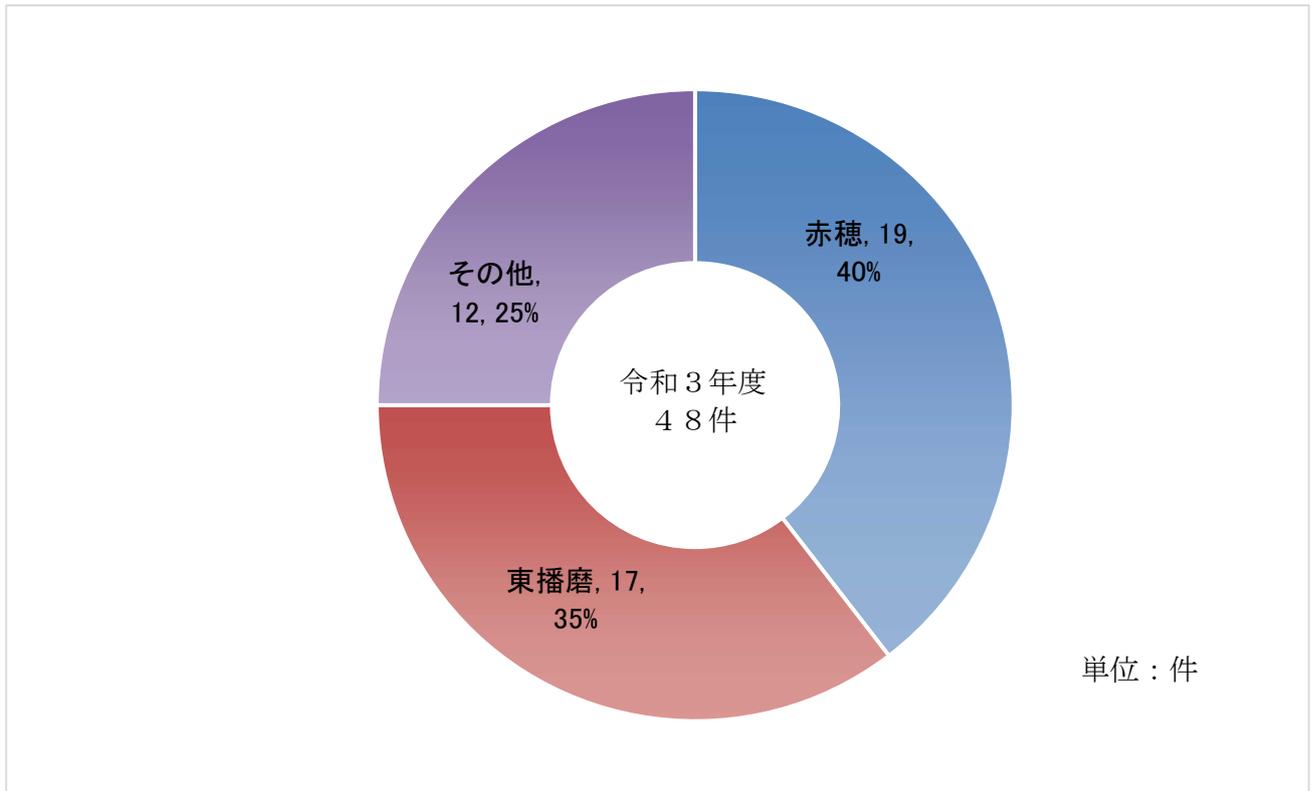
第9図 沿岸輸送特許における貨物輸送量



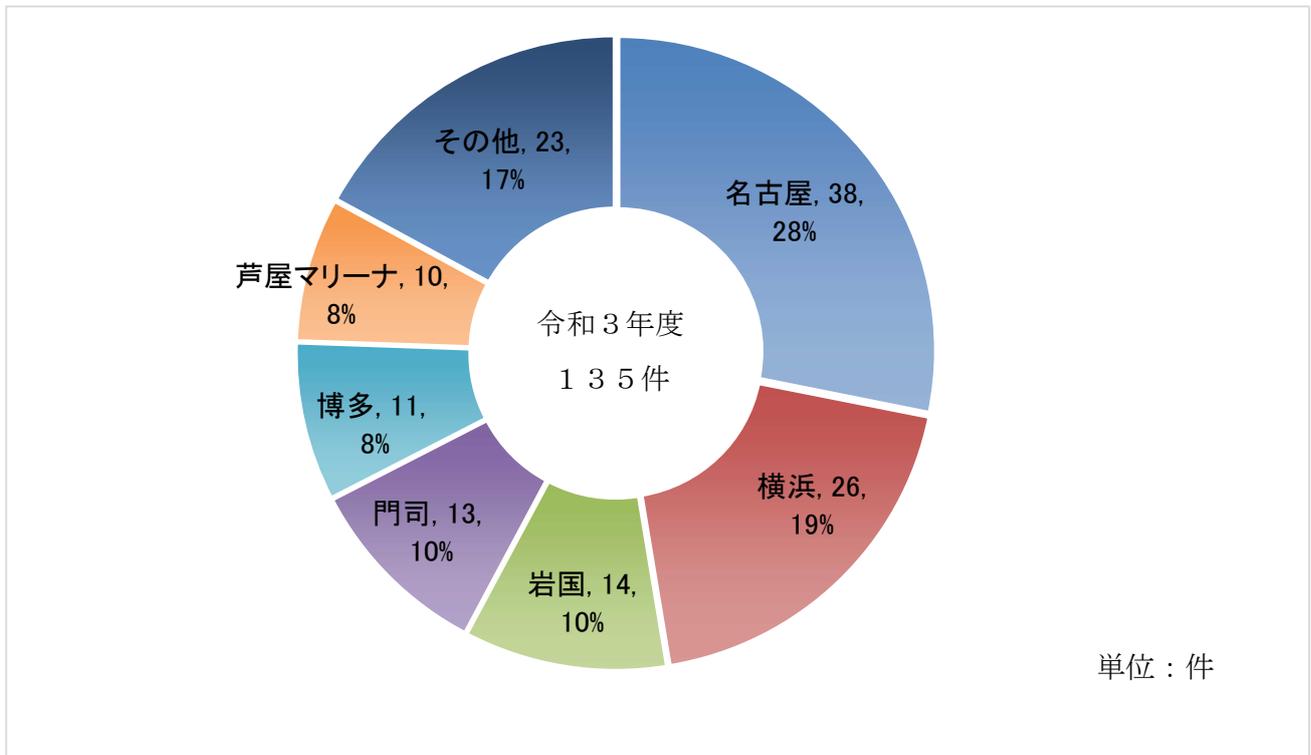
第10図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員



第 1 1 図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳



第 1 2 図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳



3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため度重なる行動制限があったが、地域の海事関係者等と協力・連携のうえ種々行事を企画し、海事思想の普及の取り組みを実施した。

具体的には、海の日にあわせて海や港で働くエッセンシャルワーカーに向けた感謝のメッセージを募集し、（公社）神戸海事広報協会が運営する「海の日チャンネル」で公開した。また、海の日 of 広報企画として（公社）神戸海事広報協会、神戸旅客船協会及び神戸港を周遊する観光船2社の協力の下、海の日 of 小学生乗船無料キャンペーンに合わせて、神戸港観光船に関する利用者アンケートを実施した。さらに（公社）兵庫県バス協会や令和3年4月から都心～ウォーターフロント間において運行開始した連節バスのバス会社の協力も得て、連節バスを利用して無料キャンペーンに参加された方へのグッズ配布など、利用者促進を図りながら海事広報を実施した。

また、海事施設見学会については、当運輸監理部の出前授業を受講し、神戸港や船員の仕事について学習した児童館の児童等を対象に、次の段階として児童20人と保護者14人の参加を得て、実際に遊覧船に乗り明石海峡を通航する船舶の見学や船長から船の仕事についての説明や質疑応答に加え、大阪湾海上交通センターでその役割や海洋環境問題について学習するなど更に知見を深める企画を実施した。なお、関西クルーズ振興協議会の行事は開催されなかった。

4 感染症拡大防止対策に関する補助制度

令和3年度に、離島航路事業者等が行う経営改善計画（感染症拡大防止に対策を含む）に関する補助金制度が創設され、管内旅客船事業者による利用があった。

(1) 令和3年度1次補正

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業）

(2) 補助概要

補助対象事業者

- ・離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

補助対象事業内容

- ・公共交通のデジタル化・システム化に要する費用並びにこれらの技術研修及び調査費用
- ・感染症拡大防止対策のための設備の導入等に要する費用

(3) 利用社数

3社

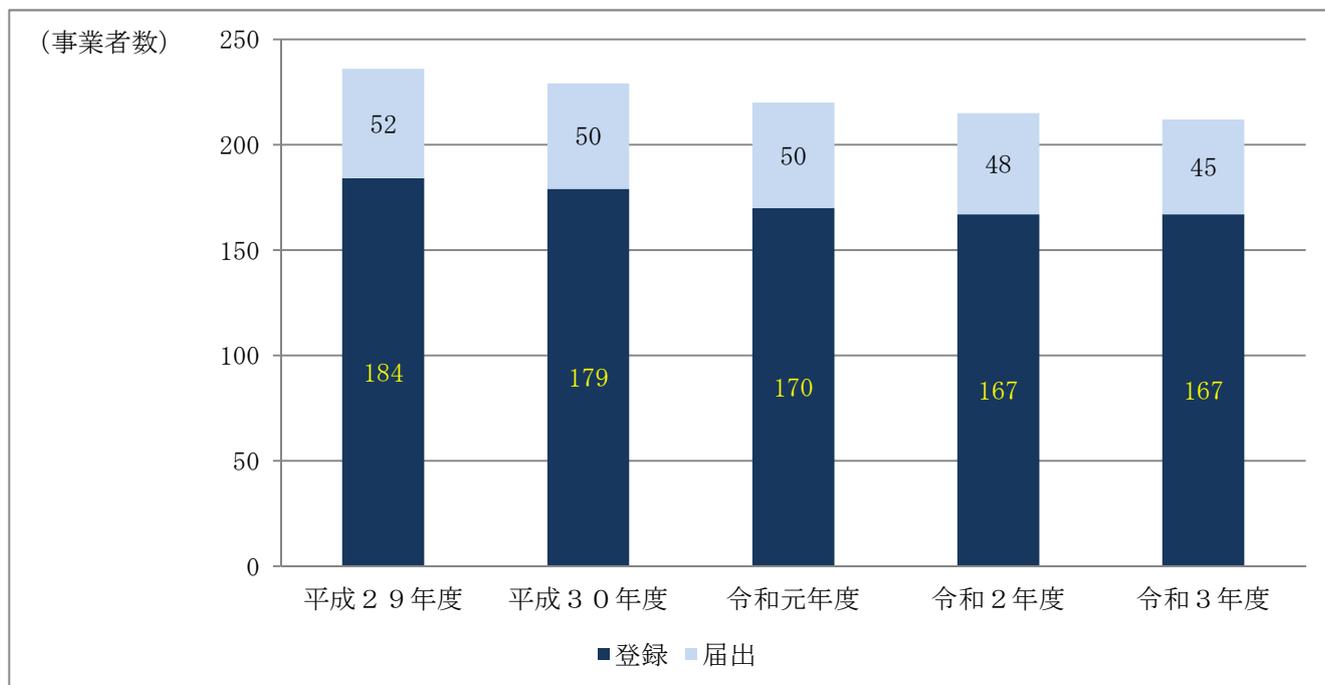
海事振興部
貨物・港運課

1 内航海運の現況

(1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

第1図 管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



(2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内航海運業 登録事業者数	184 (11)	179 (9)	170 (8)	167 (8)	167 (8)

() は個人事業者数で内数

(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和3年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

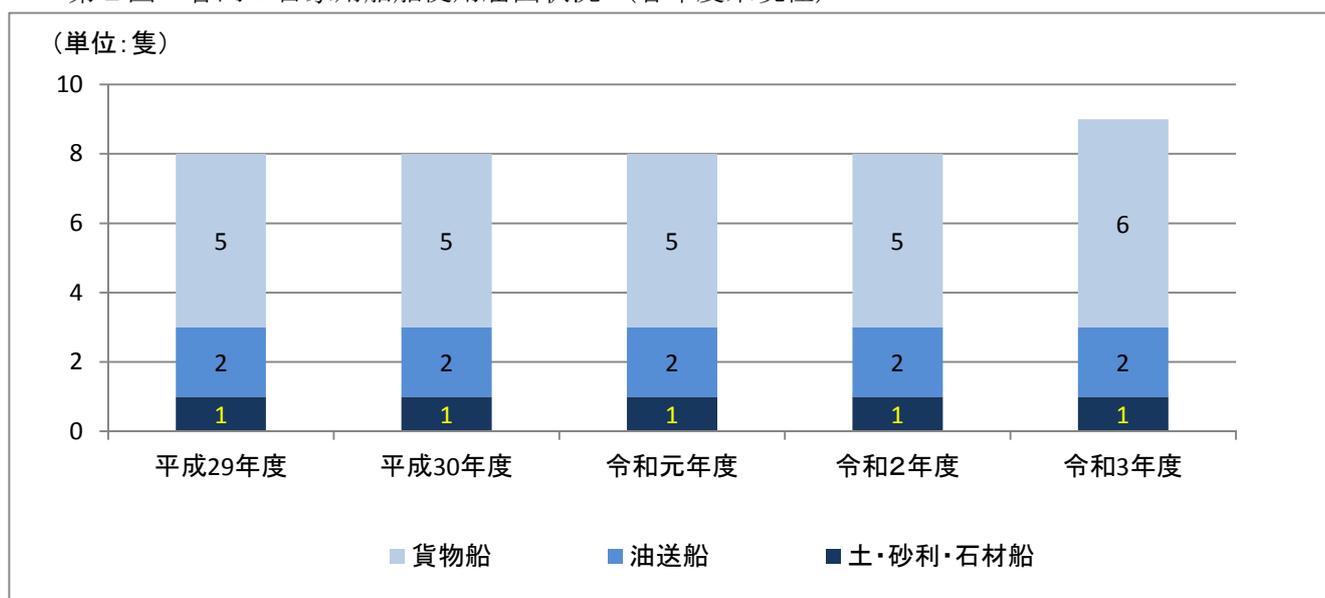
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和4年3月末現在)

船腹量区分及び隻数		貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合計
100G/T未満	船腹量(G/T)	1,661	150	0	0	356	0	2,167
	隻数(隻)	59	2	0	0	6	0	67
100～499G/T	船腹量(G/T)	60,014	15,557	0	0	9,671	864	86,196
	隻数(隻)	168	34	0	0	26	2	234
500～699G/T	船腹量(G/T)	6,552	0	0	0	1,100	1,226	8,878
	隻数(隻)	11	0	0	0	2	2	15
700G/T～	船腹量(G/T)	77,304	8,218	9,957	0	25,393	6,949	127,821
	隻数(隻)	35	5	1	0	7	3	51
合計	船腹量(G/T)	145,531	23,925	9,957	0	36,520	9,039	225,062
	隻数(隻)	273	41	1	0	41	7	363

(4) 自家用船舶使用届出状況 (100総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

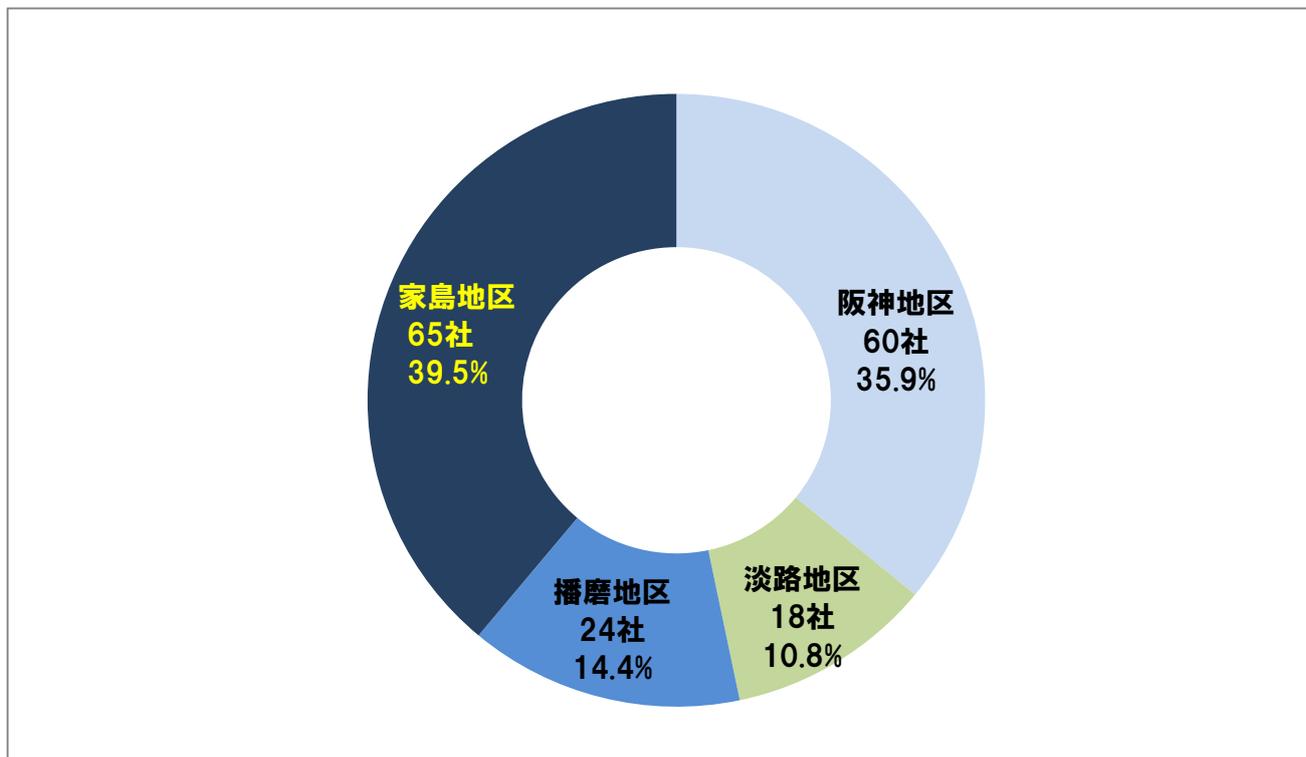
第2図 管内の自家用船舶使用届出状況 (各年度末現在)



(5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和4年3月末現在）

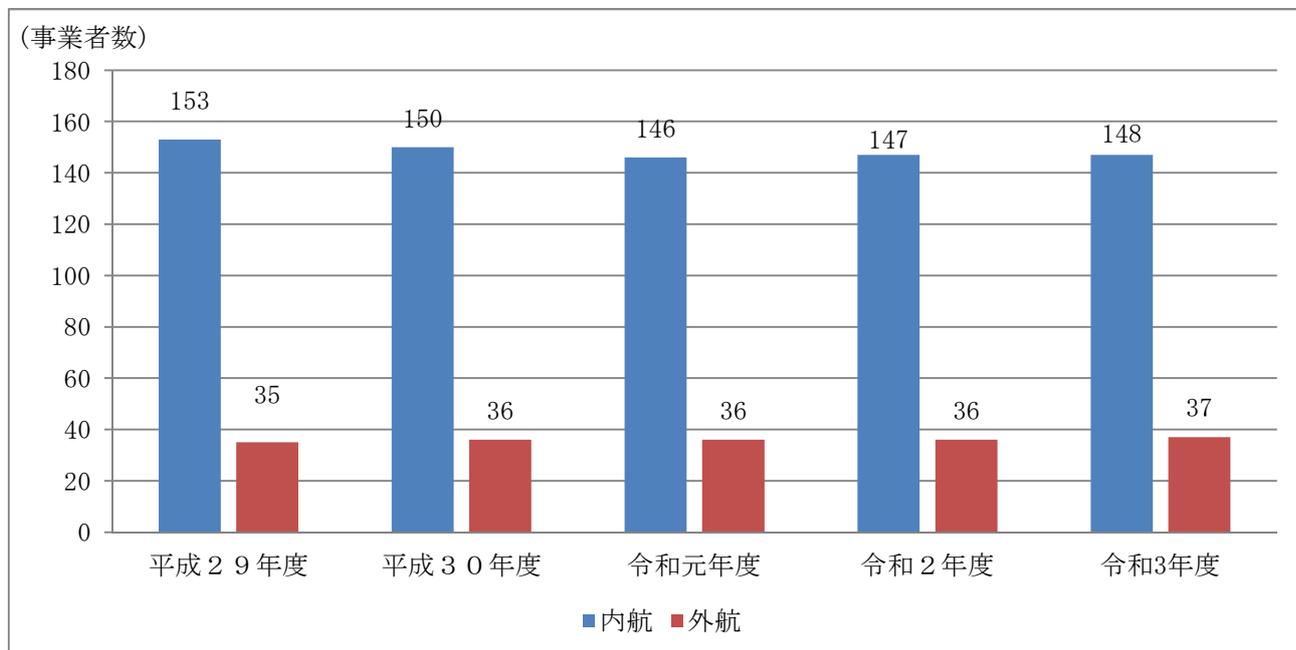


2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。

(ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。)

第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移（各年度末現在）

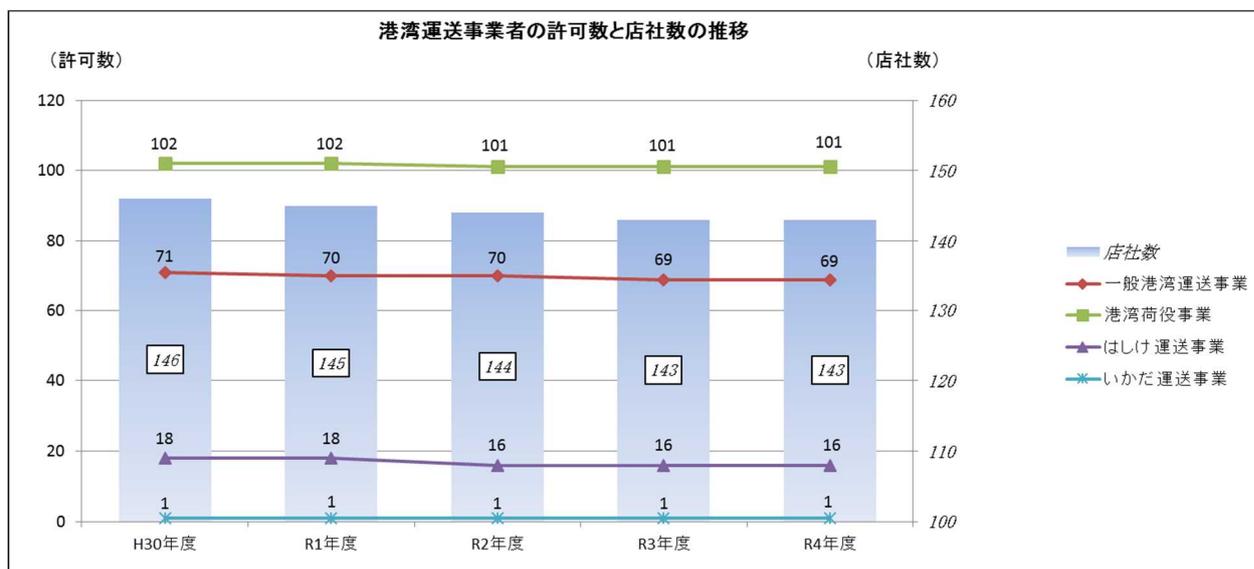


3 港湾運送事業の現況

(1) 港湾運送事業者数・許可数

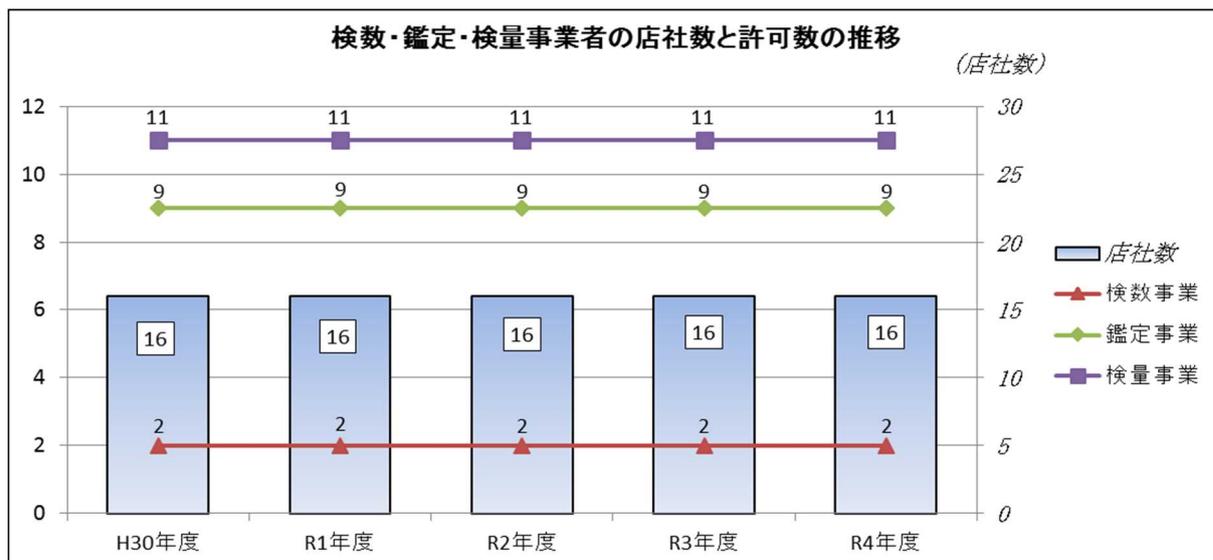
管内の指定港湾各地における許可数及び店社数（事業者数）等の推移は第5図から第7図のとおりである。

第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移（各年6月1日現在）

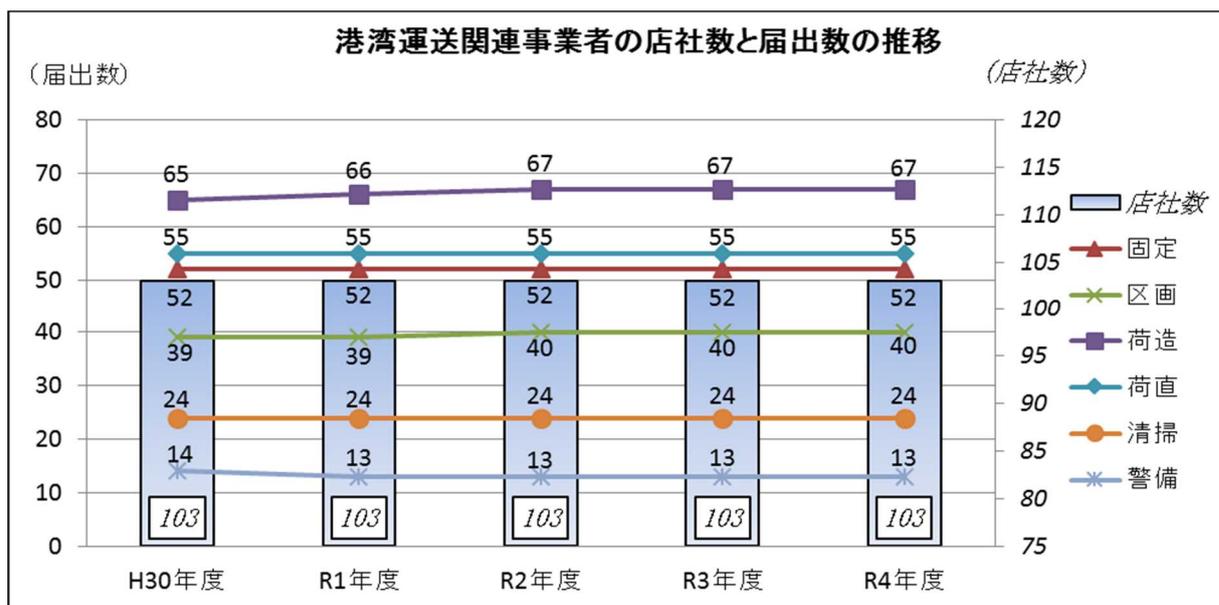


第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移 (各年6月1日現在)

注. 検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



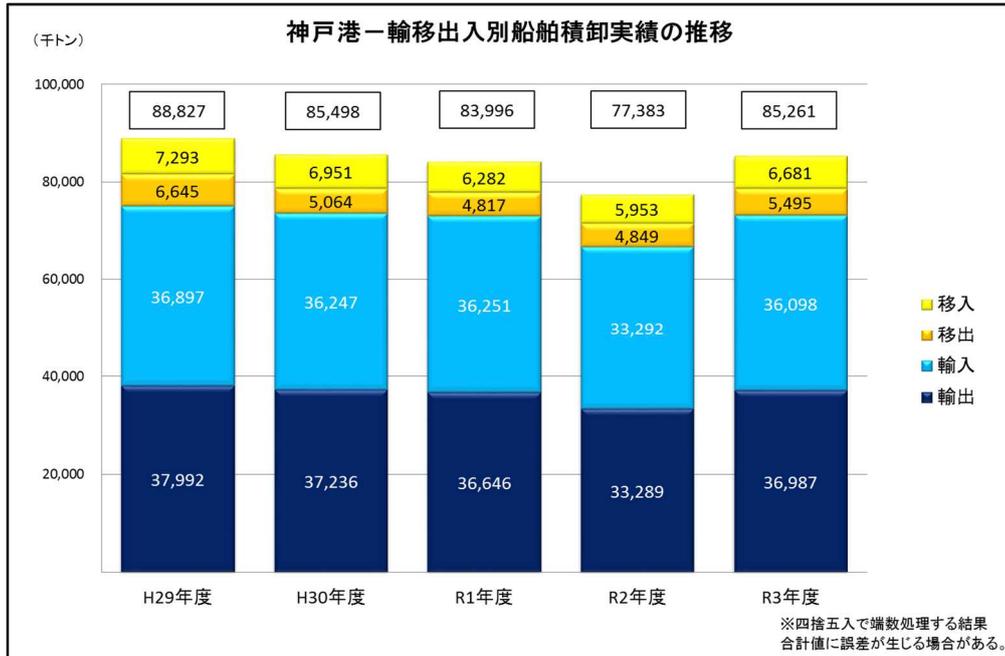
(2) 港湾運送実績

※ () 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

神戸港における令和3年度の総取扱貨物量は、85,260千トン(110.2%)であった。品目別では、コンテナ貨物70,998千トン(108.8%)、石炭3,012千トン(128.8%)、自動車2,509千トン(106.9%)、鉄鋼1,959千トン(118.6%)となっている。

第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



尼崎西宮芦屋港における令和3年度の総取扱貨物量は、2,915千トン（97.6%）であった。品目別では、自動車1,475千トン（95.1%）、鉄鋼885千トン（105.8%）、金属くず153千トン（113.6%）の3品目で全体の約9割を占めている。

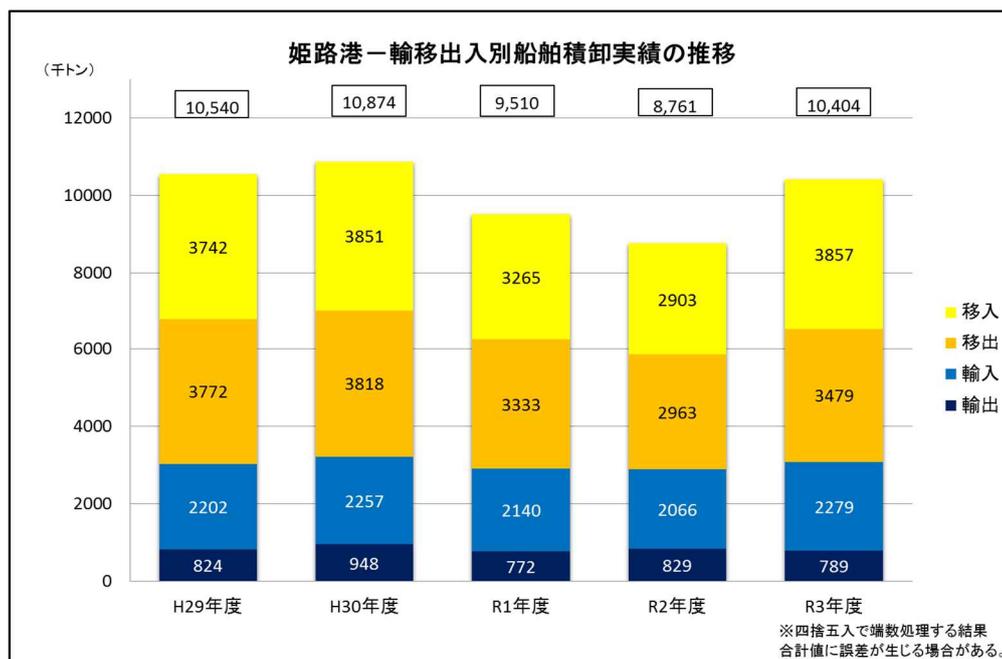
第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



(※R2年度のデータに誤りがありましたので修正を行いました)

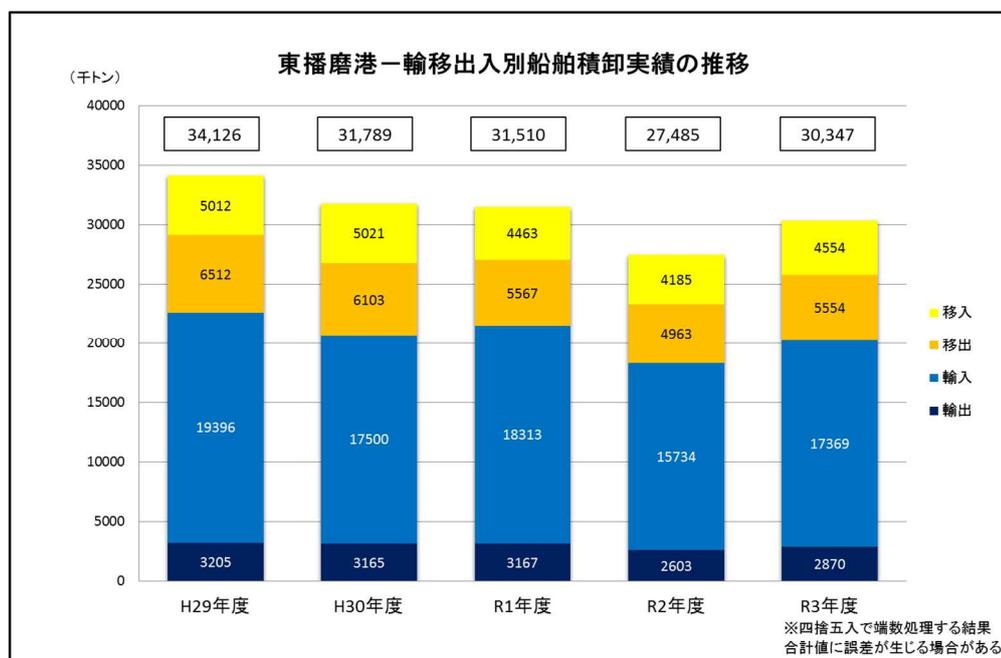
姫路港における令和3年度の総取扱貨物量は、10,404千トン（118.8%）であった。品目別では、鉄鋼5,729千トン（121.3%）、石炭1,455千トン（87.1%）、金属くず1,108千トン（137.0%）の3品目で全体の約8割を占めている。

第10図 姫路港船舶積卸実績の年度別の推移



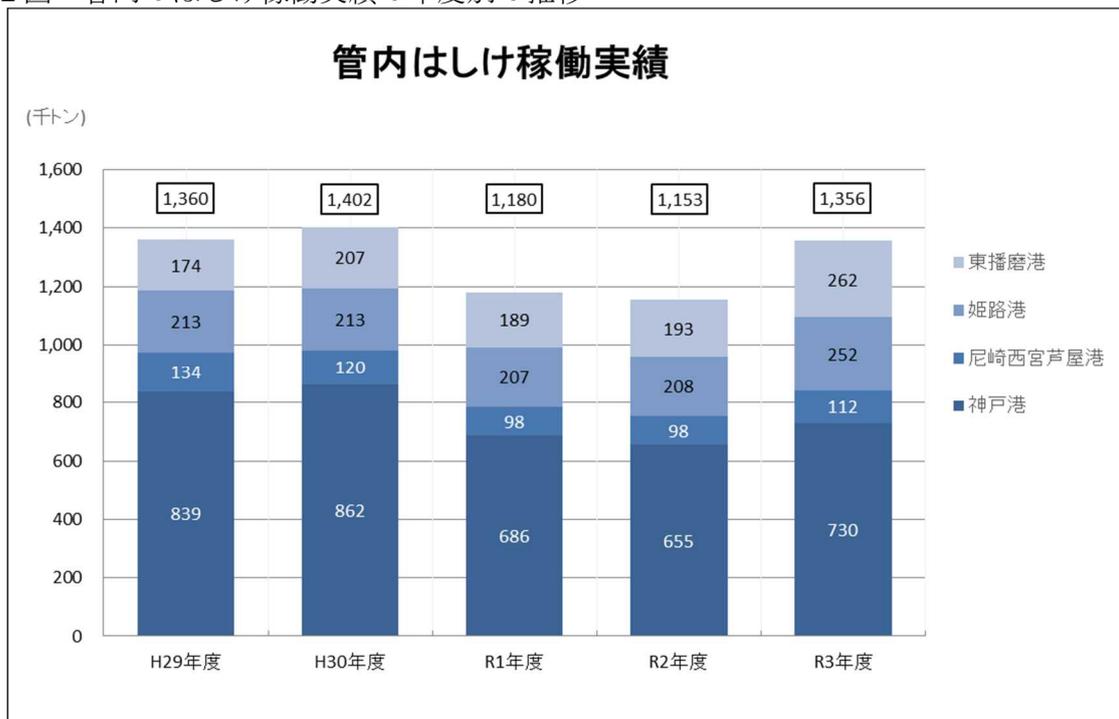
東播磨港における令和3年度の総取扱貨物量は、30,347千トン（110.4%）であった。品目別では、金属鉱11,308千トン（112.0%）、石炭6,927千トン（105.7%）、鉄鋼5,590千トン（105.3%）の3品目で全体の8割を占めている。

第11図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



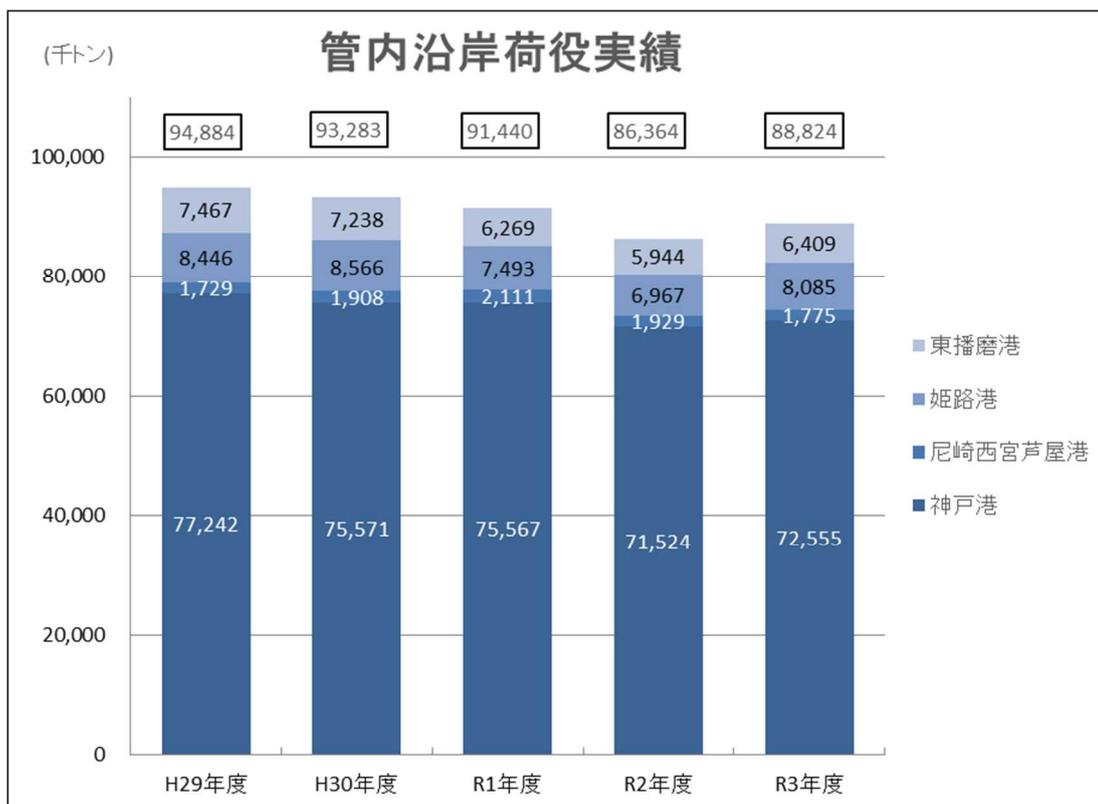
はしけ稼働実績は、第12図のとおりである。神戸港における令和4年3月末現在の港運はしけ保有状況は、計109隻58,339積トンであり、令和3年度の輸送実績は730千トン（9.5%）であった。

第 1 2 図 管内のはしけ稼働実績の年度別の推移



各港別の沿岸荷役の実績は、第 1 3 図のとおりである。管内における令和 3 年度の沿岸荷役実績は 88,824 千トン（102.85%）であった。

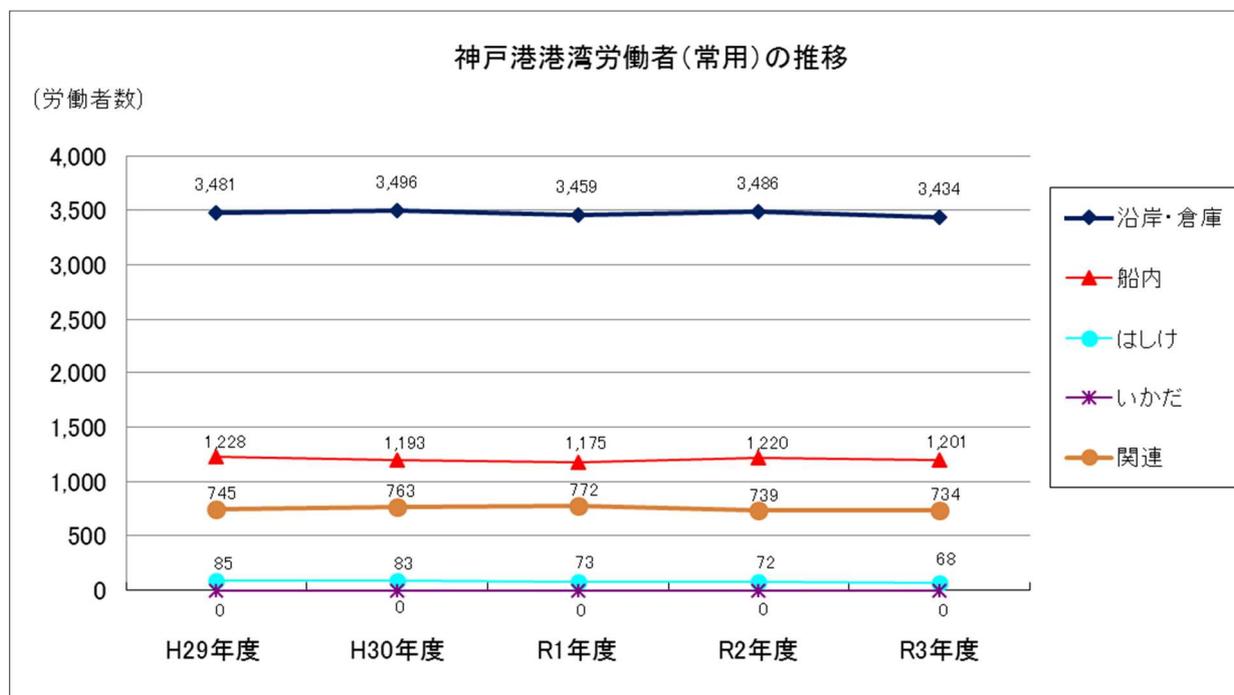
第 1 3 図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



(3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和4年3月末における港湾労働法上の届出数で5,437人（対前年同月比98.55%）であった。

第14図 神戸港における港湾労働者数（常用）の推移（各年度末現在）



(資料) 神戸公共職業安定所

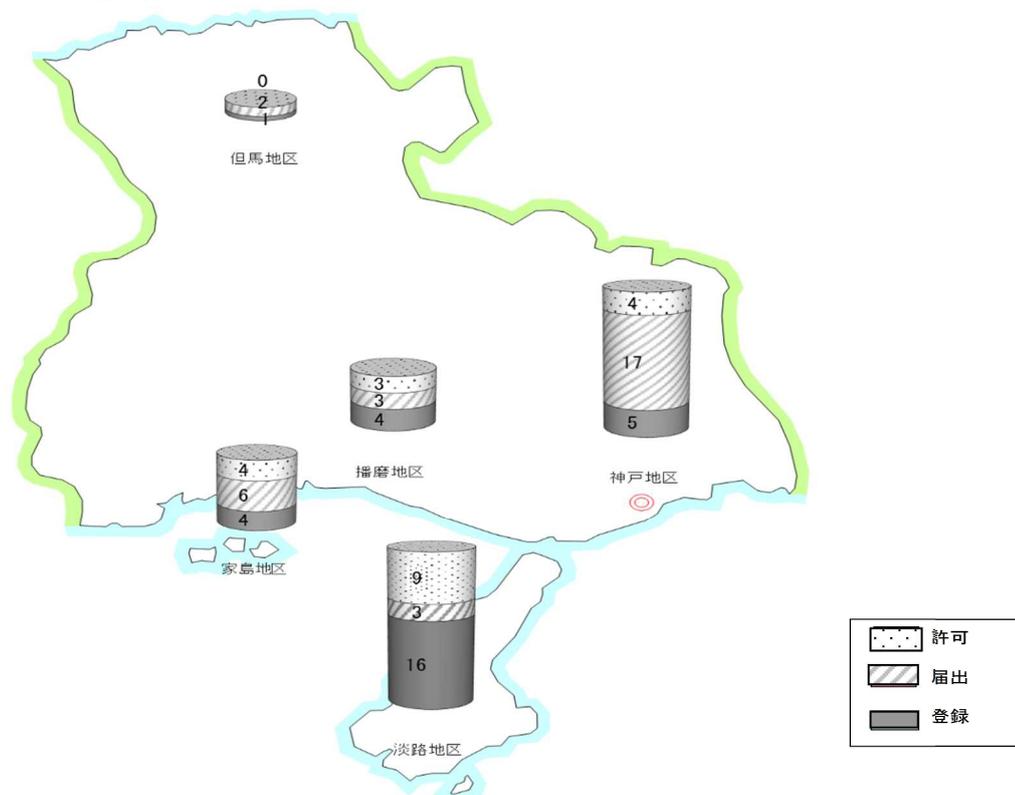
海事振興部
船舶産業課

1 造船業の現況

(1) 造船業の施設等の状況

造船業の施設等の数は、第1図のとおりである。

第1図 造船業の施設等数（令和4年8月末日現在）



上段：造船法による許可(総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕)

中段：造船法による届出(鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15m以上のものの製造又は修繕)

下段：小型船造船業法による登録(総トン数20トン以上又は長さ15m以上の鋼製の船舶(総トン数500トン以上又は長さ50m以上のものを除く。)及び、総トン数20トン以上又は長さ15m以上の木製の船舶の製造又は修繕)

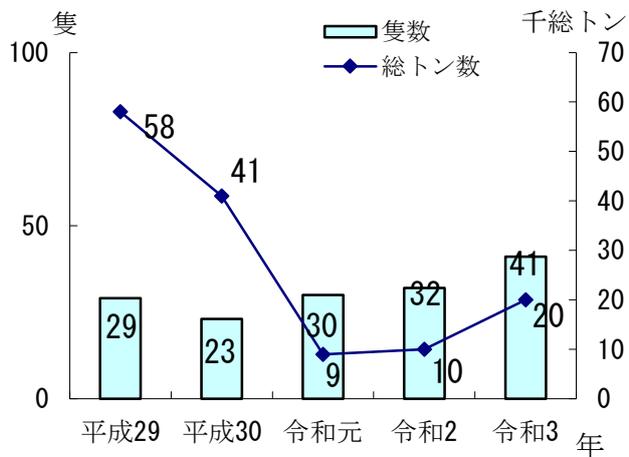
(2) 船舶の建造・修繕実績

※ () 内%は対前年比を示す

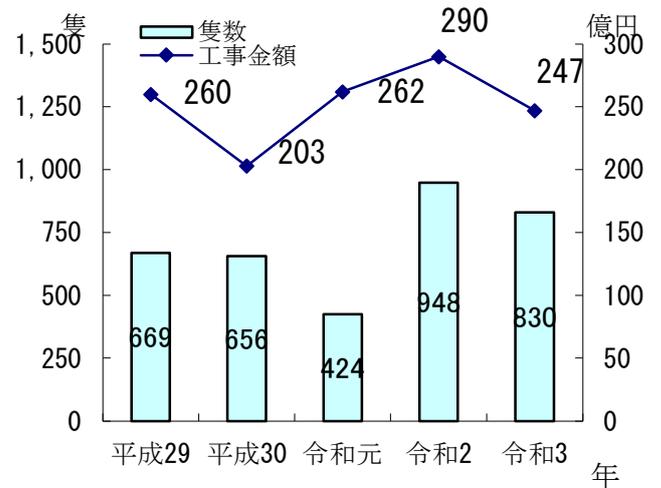
令和3年の管内建造実績は41隻(128.1%)、総トン数は20,177トン(192.2%)であり、令和元年以降増加傾向がみられる。

また、修繕実績は830隻(87.6%)、工事金額は247億円(85.2%)となり、隻数・工事金額ともに減少している。

第2図 建造実績の推移



第3図 修繕実績の推移



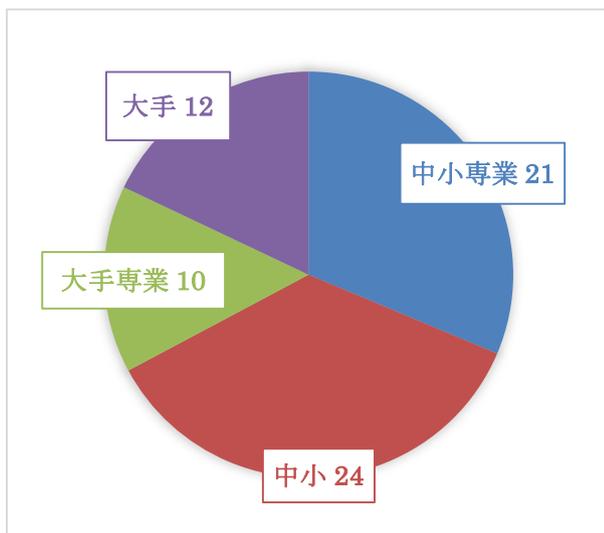
2 船用工業の現況

(1) 船用工業事業所数

管内の船用工業事業所数は67事業所で、このうち、中小企業（資本金1億円以下の事業者）の事業所数は45事業所であった。

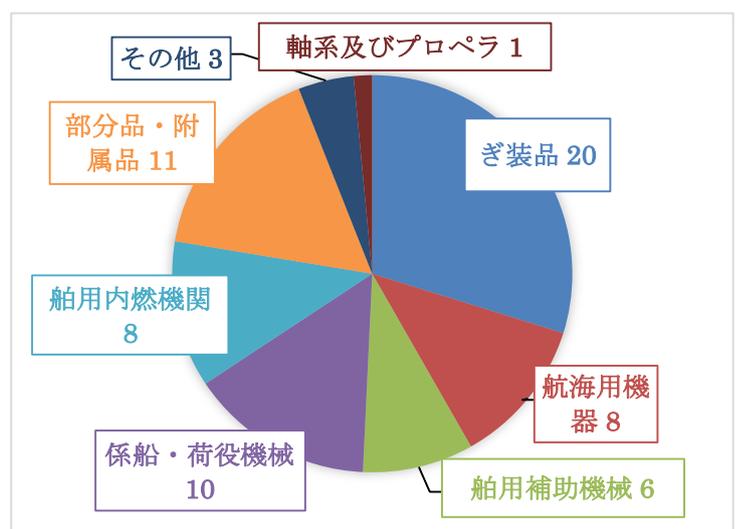
第4図 資本金別・船用比率別事業所数

(令和3年12月31日現在)



第5図 業種別事業所数

(令和3年12月31日現在)



注) 船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をもとに作成しているため、提出状況により変動がある。「專業」とは、船用比率が50%を超えるものをいう。

(2) 船用工業の実績

(ア) 生産動向

令和3年の管内船用工業事業者における生産額は、対前年比4.0%増の2,021億円となった。

業種別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

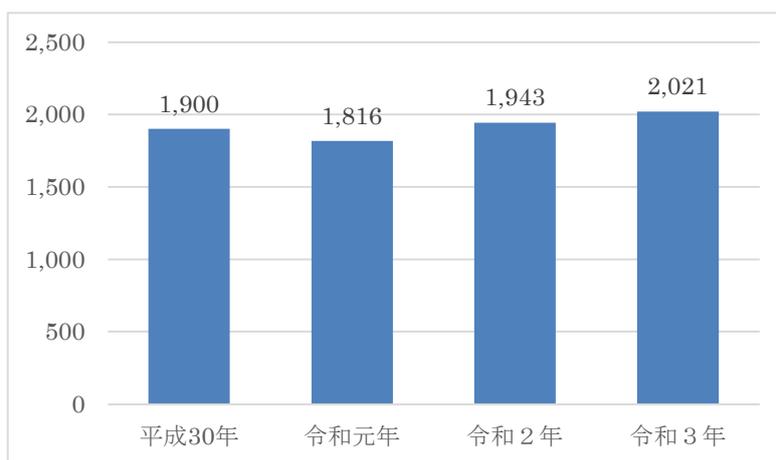
部分品・付属品	162億円	(前年比 61.8%増)
係船・荷役機械	32億円	(前年比 40.8%増)
船用補助機械	172億円	(前年比 25.4%増)
ぎ装品	153億円	(前年比 13.6%増)
航海用機器	224億円	(前年比 1.2%増)

業種別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

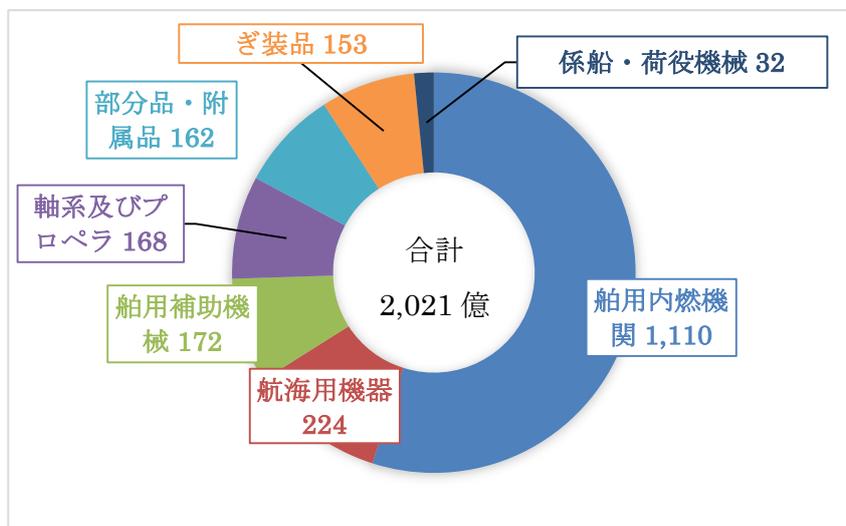
軸系及びプロペラ	168億円	(前年比 18.1%減)
船用内燃機関	1110億円	(前年比 1.1%減)

第6図 生産実績の推移

(単位：億円)



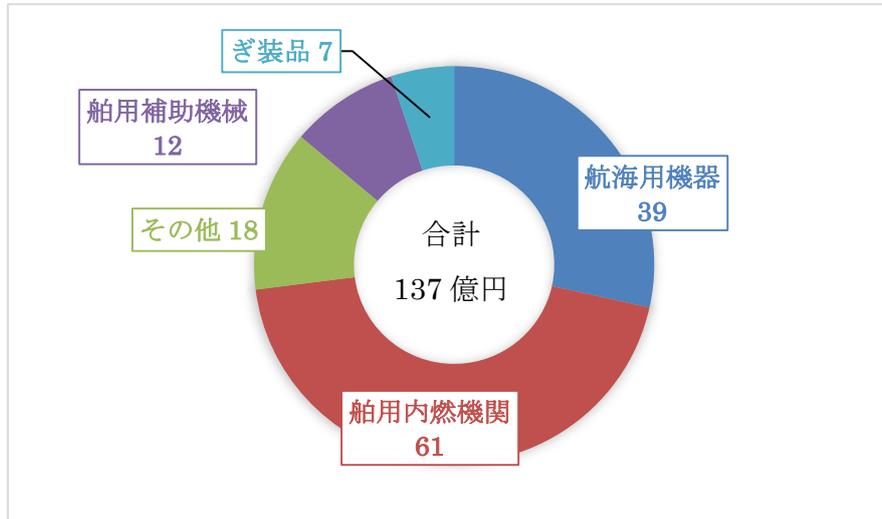
第7図 令和3年 業種別生産実績



(イ) 修繕動向

令和3年の管内船用工業事業者における修繕額は、対前年比37.0%増の137億円となった。

第8図 令和3年 業種別修繕実績



(ウ) 輸出動向

令和3年の管内船用工業製品の輸出額は対前年比53.2%増の984億円となった。

品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

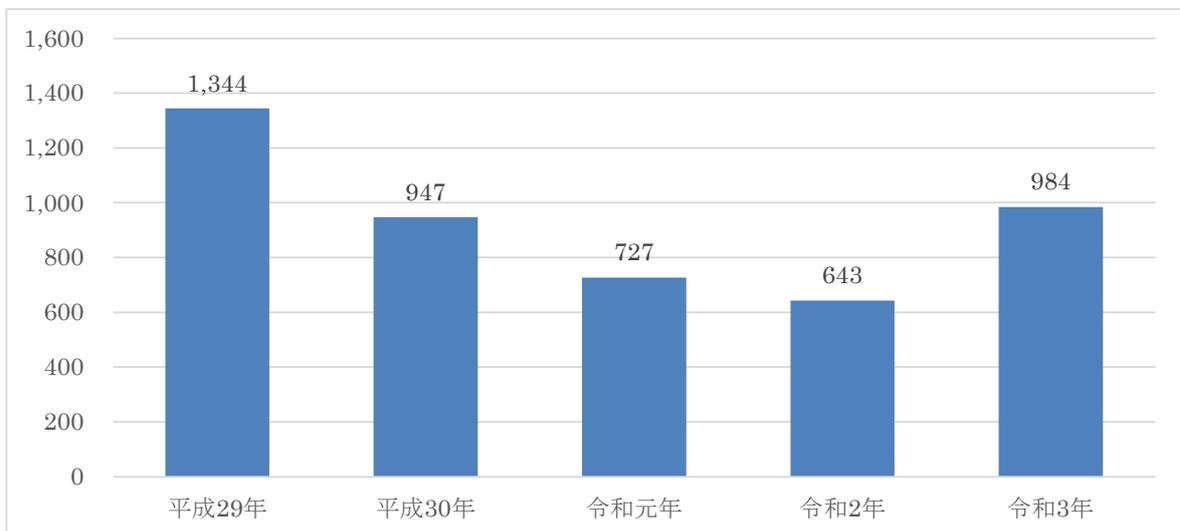
ぎ装品	5.9億円 (前年比 233.5%増)
軸系及びプロペラ	2.1億円 (前年比 166.4%増)
船用内燃機関	65.2億円 (前年比 80.6%増)
船用補助機械	7.5億円 (前年比 73.6%増)
航海用機器	23.0億円 (前年比 0.7%増)

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

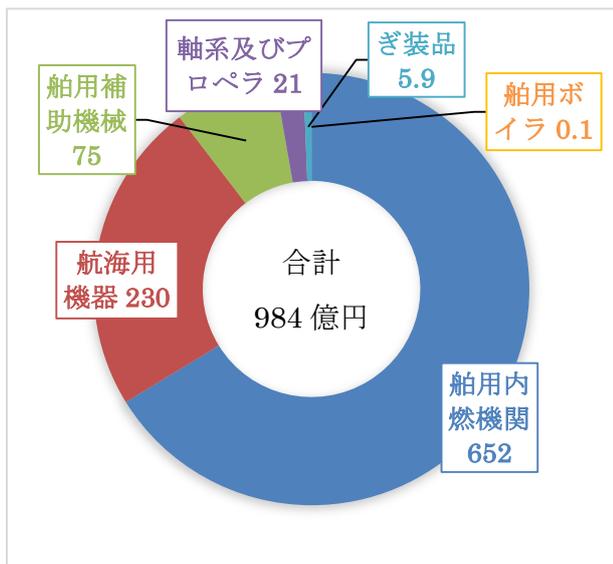
船用ボイラ	0.1億円 (前年比 13.9%減)
-------	--------------------

第9図 輸出契約実績の推移

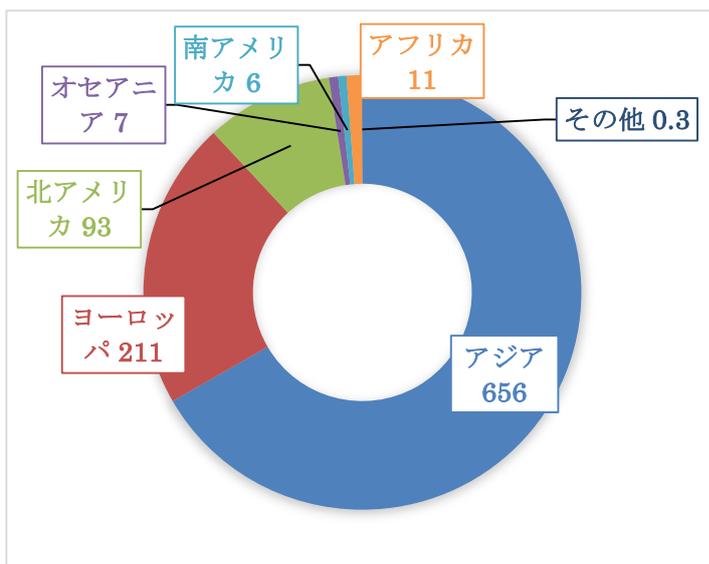
(単位：億円)



第10図 令和3年 品目別輸出契約実績



第11図 令和3年 地域別輸出契約実績

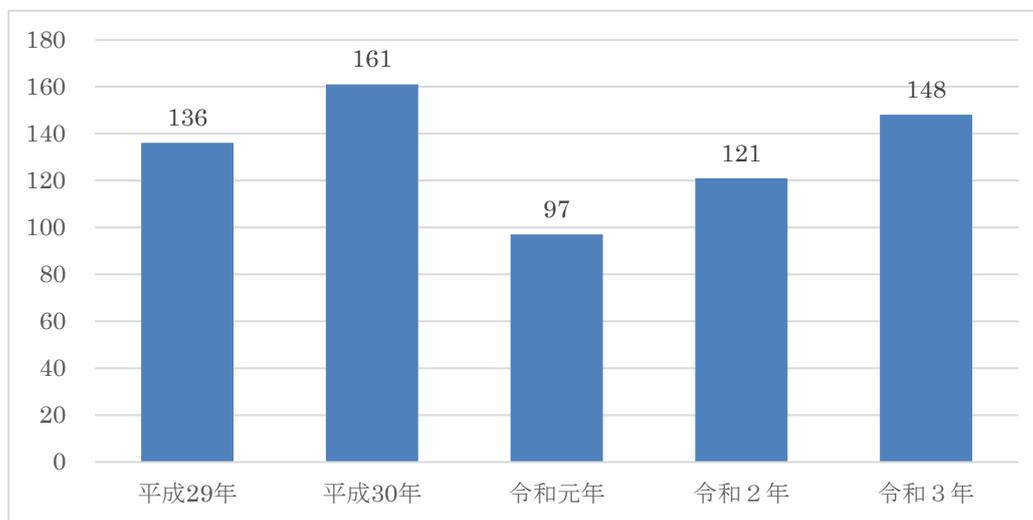


(エ) 輸入動向

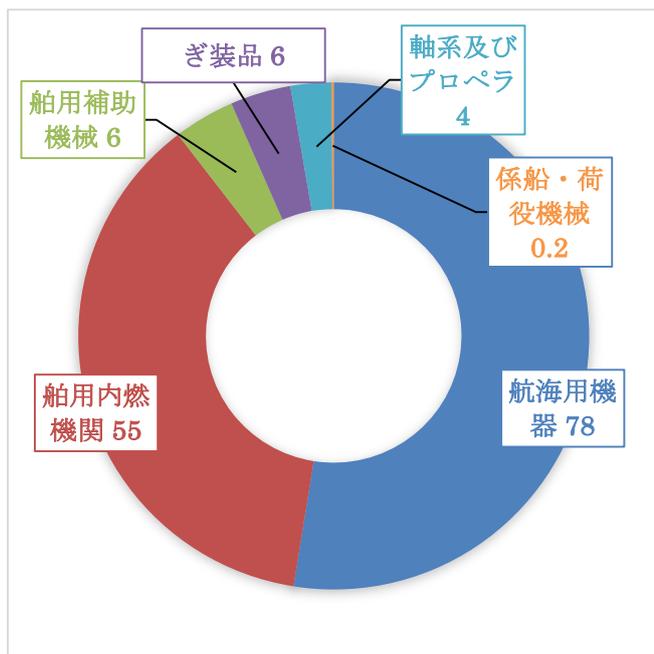
令和3年の管内船用工業事業者による船用工業製品の輸入額は、対前年比22.2%増の148億円となった。

第12図 輸入実績の推移

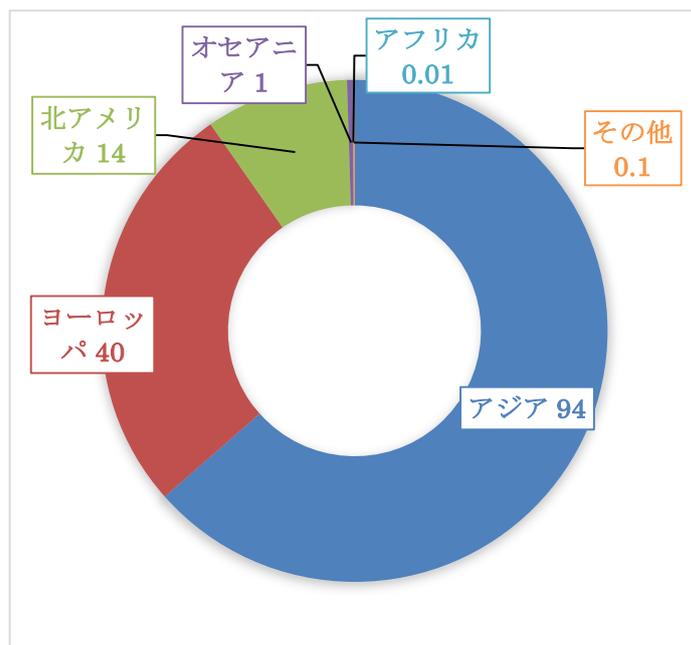
(単位：億円)



第13図 令和3年 品目別輸入実績



第14図 令和3年 地域別輸入実績



3 造船業・船用工業対策等

(1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

(ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和3年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。(中止の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの)

- ・ 令和3年4月～6月 新人研修 (3社7名)
- ・ 令和3年8月 機関仕上げ(3級) (2社2名) (以下は専門技能研修)
- ・ 令和3年10月(9月より延期) 配管艀装(3級) (2社2名)
- ・ 令和3年11月(10月より延期) 機関仕上げ(2級) (4社4名)
- ・ 令和3年11月～12月 溶接(2・3級) (中止)

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

(イ) 造船・船用企業との連携

造船・船用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を例年実施しているが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむをえず中止することとなった。

(ウ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸船用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。しかし、令和3年度については前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。

(2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力を行っている。令和3年10月には「2021年度 統括安全衛生責任者研修会」が開催された。

4 舟艇利用の現況

(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和4年7月末現在、

174駅が登録されている。

神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じて、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和3年2月に「にしのみや・えびす海の駅」が登録され、令和4年7月末現在、11駅が「海の駅」となっている。（管内「海の駅」の所在については、第15図のとおり。）

また、令和3年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取り組みは、以下のとおりである。

(ア) 海の駅ネットワーク通常総会への出席（書面開催（令和3年6月10日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

(イ) 関西フローティングボートショーにおける出展（令和3年10月15日～17日）

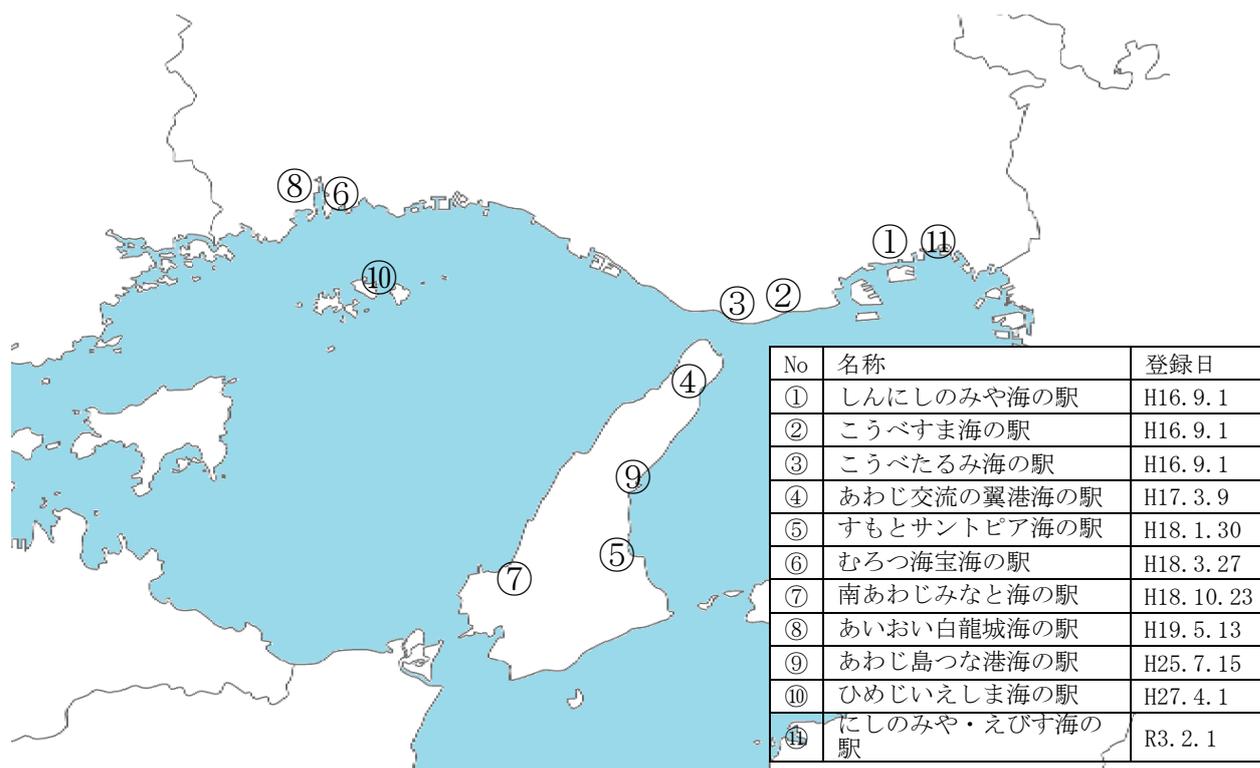
(ウ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議の開催（書面開催（令和4年3月25日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

(エ) 海の駅ネットワーク関西連絡会総会（書面開催（令和4年3月23日書面決議））

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面決議

第15図 兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和4年7月末現在）



(2) 海の駅・防災栈橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつつ、防災栈橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討している。

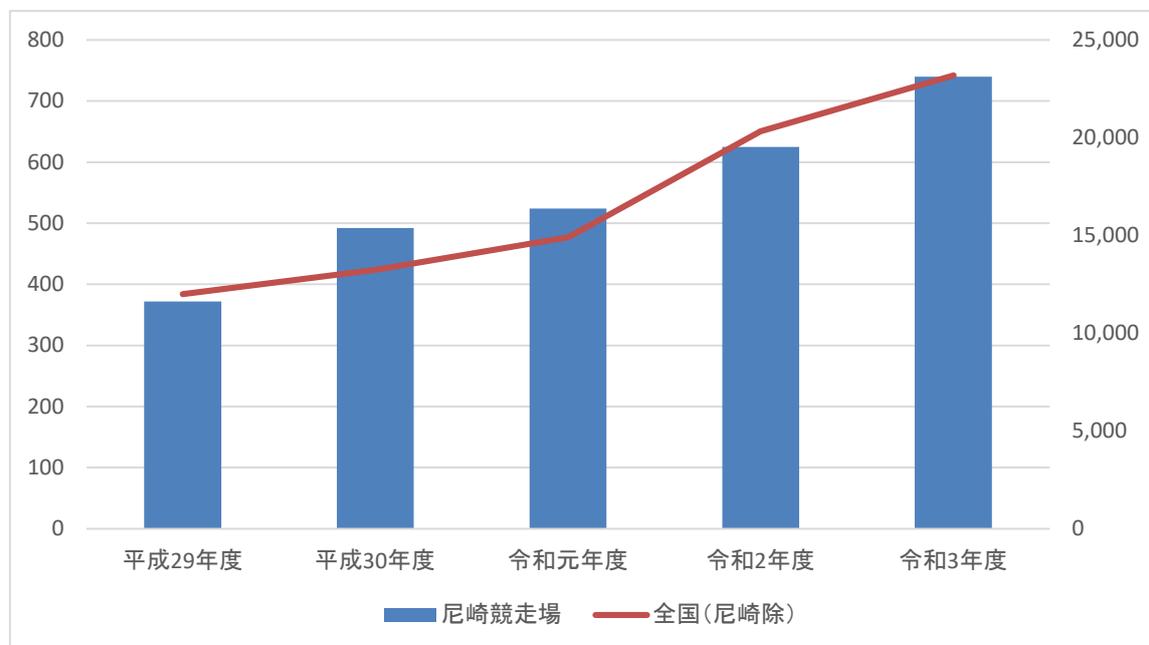
5 モーターボート競走の現況

令和3年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は23,926億円（対前年度比14.1%増）となっている。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は740億円（対前年度比18.4%増）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第16図 モーターボート競走売上金額の推移（令和4年3月31日現在）（単位：億）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

海事振興部
船員勞政課

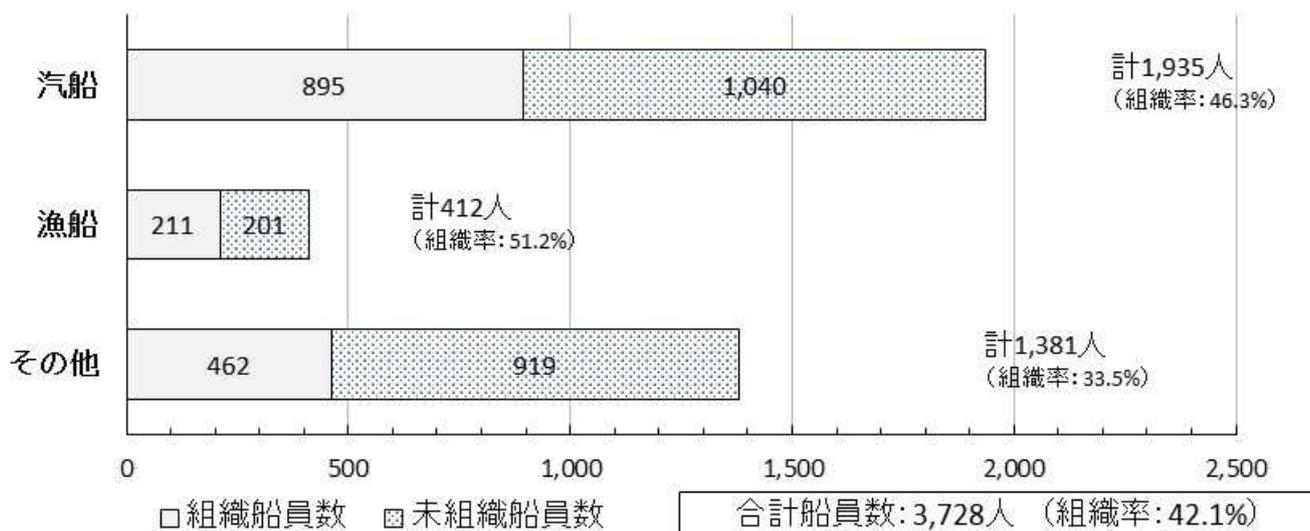
1 船員労働の現況

(1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、次のとおりである。

第1図 船員の労働組合組織率

(令和3年10月1日現在)



注) 船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による(船員数は、非雇用船員を含まない)。

「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。

「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

(2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和3年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業(沖合底びき網)」について、令和3年8月10日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各専門部会が設置され調査・審議が行われた。

その後、令和4年1月7日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があった。これを受けて令和4年2月18日に改正を決定、同4月10日に各最低賃金の改正が発効した。

(3) 船員の福利厚生施設の状況

(ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

(一財) 日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館(エスカル神戸)

(イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(公社) 日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財) 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

(4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和3年度は次のとおり対策事業を実施した。

(ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業は、3事業者の協力を得て1校7名に実施した。

(イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について7事業者(41人)に対して4,400,000円の助成金を支給した。

(ウ) 船員の確保対策を目的として、神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して実施している。詳細は、第1表のとおりである。

第1表 内航船員確保対策事業

行事名	実施日(回数)	対象	概要
出前授業	通年 (9回)	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施
特別出前授業	通年 (2回)	中学校及び 児童館	出前授業を受講した中学校の生徒及び児童館の児童を対象に施設見学等(中学校:コンテナターミナル、児童館:大阪湾海上交通センター、明石海峡クルーズ体験)を実施
帆船「みらいへ」を活用した体験乗船会及び 動画撮影・配信	10月3日	小学生親子	「神戸地区内航船員確保対策協議会」及び「神戸海事地域人材確保連携協議会」の協力の下、小学生親子を対象とした乗船体験会を実施。その様子を撮影し神戸運輸監理部公式 Youtube チャンネルにて公開
就活講演会	6月7日	若年求職者	若者しごと倶楽部などと連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同倶楽部が主催する講演会で「船員の仕事」等について講演を実施。

就職面接会（兵庫労働局との連携）	不開催	若年求職者	兵庫労働局と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同局が主催する就職面接会で船員の仕事・内航海運の紹介するものであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により不開催
就職面接会（自衛隊援護協会との連携）	10月13日	退職自衛官	自衛隊援護協会と連携し、内航船員を就業の選択肢としてもらうことを目的に、同協会が主催する就職説明会で船員の仕事・内航海運を紹介
めざせ！海技者セミナー in KOBE	12月24日	練習船 実習生等	（独）海技教育機構練習船「日本丸」・「銀河丸」の神戸港寄港に合わせ、主に近畿地方の海運事業者を一堂に会し、企業説明会・合同面接会を開催

(5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和3年度は、「個別労働関係紛争」、「労働関係に関する相談」は無かった。

2 船員職業安定業務の現況

(1) 船員の雇用情勢

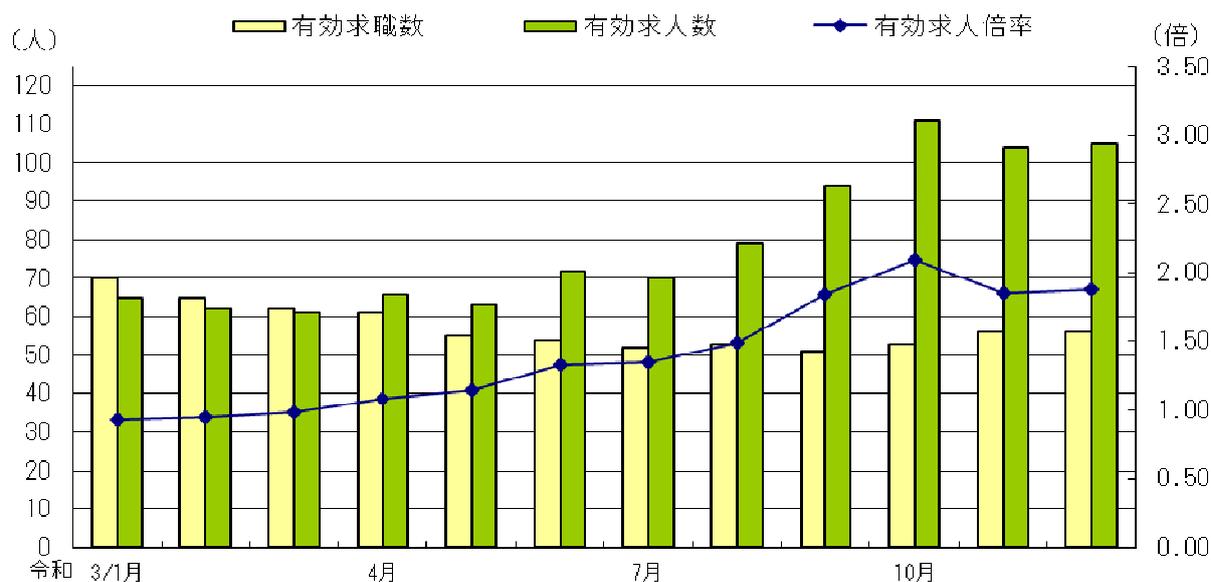
令和3年における船員職業紹介実績は第2表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。新規求人数は、令和2年の264人から41人増加して305人となり、新規求職数は令和2年の192人から1人増加して193人となった。

なお、有効求人倍率の月間平均は1.41倍と前年の1.40倍を0.1ポイント上回った。また、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は32.6%（前年35.9%）と前年より減少し、50歳代以上の中高年齢層は49.8%（前年44.8%）と増加した。

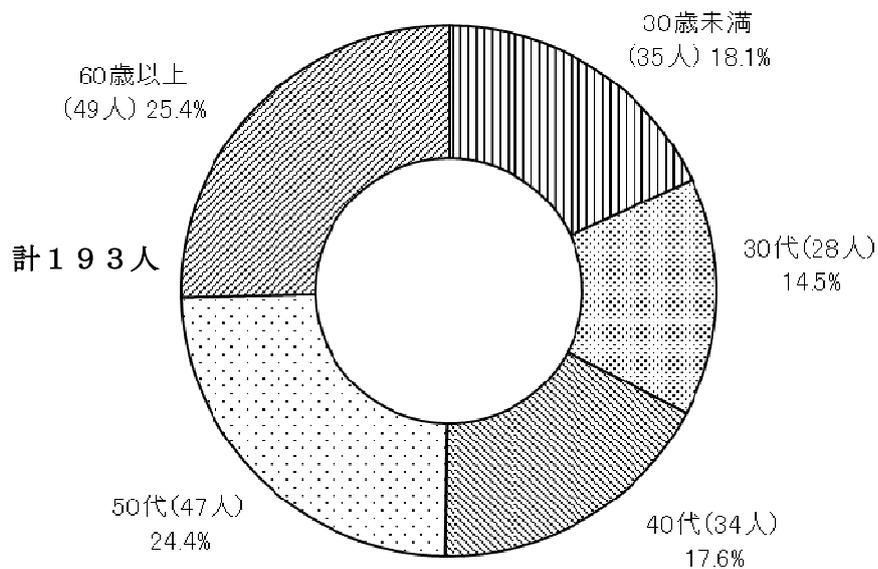
第2表 船員職業紹介実績（令和3年1月～令和3年12月）

	新規求人数	新規求職数	成立数		
外航	6人	3人	0人	月間有効求人数（平均）	79人
内航	261人	155人	43人	月間有効求職数（平均）	57人
漁船	8人	4人	2人	月間有効求人倍率（平均）	1.41倍
その他	30人	31人	5人	充足率	4.3%
計	305人	193人	50人	就職率	7.2%

第2図 船員労働需給の状況（令和3年1月～令和3年12月）



第3図 新規求職数の年齢構成（令和3年1月～令和3年12月）



(2) 雇用促進等対策

(ア) 求人開拓

管内の船員需給状況を把握するとともに、船員の雇用機会の拡大と事業者の船員確保を進めるために、次のとおり実施した。

訪問事業者数	4社
求人票提出事業者数	0社
就職成立数	0人

(イ) 就職促進対策

令和3年度の雇用保険失業等給付受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示については、次のとおり実施した。

(独) 海技教育機構海技大学校	4級海技士（航海）1人、5級海技士（航海）1人
(一財) 尾道海技学院	6級海技士（機関）1人

(3) 雇用保険に係る失業等給付

令和3年度における雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数	39名（実人数）
支給件数	115件（延べ件数）
支給額	23,538,262円

(4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、13社（令和4年3月末現在）である。

(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ア) 学校が行う船員職業紹介事業

学校が行う無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、2校（令和4年3月末現在：国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）である。

(イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体（令和4年3月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が受けている。

海上安全環境部
船舶安全環境課

1 船舶の登録及びトン数の測度

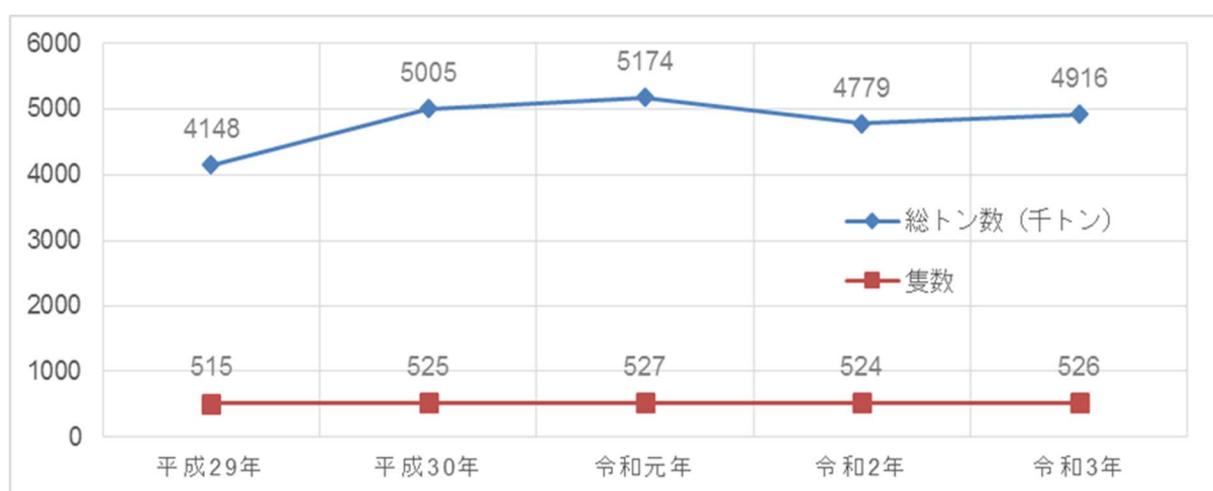
(1) 船舶の登録業務

総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

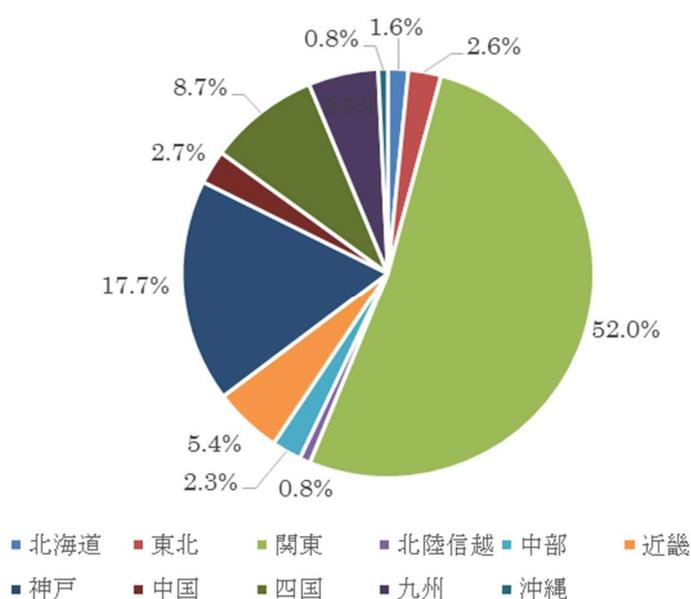
令和2年12月末現在の管内登録船舶は、526隻、4,916千トンである。

全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.5%、総トン数で17.7%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



第2図 全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあつては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっている。

(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の基準（船舶のトン数の測度に関する法律等）に基づき船舶の寸法を計測して総トン数や各種トン数を算定する業務をいい、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ等を表す指標として、安全規則や乗組員資格の適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、我が国においては約50以上の法律に引用され、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。管内では、令和3年度は17件の測度を実施している。

(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があつた場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

なお、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるためには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

(4) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に臨検を行つて、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

令和3年度は47件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行つている。

(5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となつたことの実事を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあつては、本船への臨検を行い、船舶の同一性の確認及び解撤等の事実を確認している。

2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、地方運輸局等（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）及び日本小型船舶検査機構が、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会（（一財）日本海事協会（NK）、Lloyd's Register Group Limited（LR）、DNV AS（DNV）、American Bureau of Shipping（ABS））が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶には、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満足していることを確認するために、建造時に行う検査（製造検査及び第一回定期検査）、建造後一定の期間ごとに行う検査（定期検査及び中間検査）、改造又は修理を行う場合や船舶検査証書に記載されている条件を変更する場合等に行う検査（臨時検査）等を受けることとなっている。

その他、船舶が特定される前に予め設備等の検査を受けることができる予備検査や、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる認定事業制度など検査の合理化制度がある。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(イ) 危険物の運送

現代では、社会の様々なニーズにより多種多様の危険物が海上運送されているが、その危険性に応じた安全対策や安全管理が欠かせないため、船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、その容器包装、運送方法及び運送する船舶の設備等について、危険物船舶運送及び貯蔵規則によることとされている。

管内では、特殊な危険物に対する容器包装及び積載方法等についての特例許可を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

(ウ) 国際安全管理規則（ISMコード）の検査

船舶及び船舶管理会社において安全運航管理体制を確立することにより人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全管理に関するシステムの検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても安全性向上の取り組みを目的として、これら船舶

の所有者から同コード適用の要望が高まったため、任意制度として船舶安全管理にかかる審査を実施している。

(エ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（I S P Sコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安統括者及び船舶保安管理者の選任に関する事項並びに船舶保安指標対応措置の実施に関する事項等を規定した船舶保安規程の承認を行うとともに、船舶保安警報装置、船舶保安規程の備置き及びその適格な実施等について定期的な検査を実施している。

また、I S P Sコード非適用船舶についても、海事保安の向上を目的として、船舶所有者から同コード適用の要望があれば、任意制度として船舶保安にかかる審査を実施している。

(2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。

a) 油による海洋汚染の防止のための設備等

船舶に積載している油及び船内で発生するビルジ等の油性混合物は、基準に適合した油水分離器等の油排出防止設備を使用して処理したものを除き、船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

また、定期的検査が要求されない船舶のうち、総トン数150トン未満のタンカー及び総トン数100トン以上400トン未満のタンカー以外の船舶についても、立入りにより設備の確認を行っている。

b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

有害液体物質等は、基準に適合した予備洗浄装置等の設備を使用して処理したものを除き船舶から海洋に排出してはならないこととなっている。

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

c) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

国際航海に従事する総トン数400トン以上又は最大搭載人員16人以上の船舶、及び国際航海に従事しない最大搭載人員100人以上の船舶には、船内で発生するふん尿等の排出についてその排出海域、排出方法及び排出防止設備の設置について海防法で定められており、定期的検査又は立入りにより設備の確認を実施している。

d) 船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

i) 船舶用原動機の規制（NO_xの放出規制）

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNO_xの放出量が放出基準に適合していることの確認及びNO_x放出状況の確認方法を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的な検査において放出状況の確認を行っている。

ii) 船舶用燃料油の使用規制（SO_xの放出規制）

2020年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、硫酸化物放出低減装置（EGCS）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

iii) 二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（SEEMP）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認及び指標の確認を行っている。

iv) オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について立入りにより確認を行っている。

v) 焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられている。

e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、その排出が規制され、有害水バラスト処理設備の設置

等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。また、400トン未満の船舶であって有害水バラスト処理設備を設置した船舶についても、立入りにより設備の作動確認を行っている。

(イ) 防汚塗料に関する検査

有機スズ化合物を含む有害な防汚塗料の使用を規制するため、総トン数20トン以上の船舶に対して、船舶の外板等に使用する防汚塗料に有機スズ化合物を含む塗料が用いられていないことを定期的検査において確認している。

(ウ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、対象船舶（総トン数200トン以上のタンカー）に乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。なお、令和3年度は前年度新型コロナウイルス感染拡大により開催が延期となっていたため、前年度担当であった近畿運輸局が当該講習を開催した。

(エ) 廃油処理施設の現状

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設が稼働している。

毎年、これら事業者及び施設設置者に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施している。

(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

我が国沿岸において、座礁した外国籍船を船舶所有者が放置したために、やむを得ず自治体が費用負担して船骸撤去や油濁防除が行われる事例が相次いだことから、平成16年に油濁損害賠償保障法が改正され、平成17年3月1日から、すでに保障契約の締結が義務付けられていたタンカーに加えて、国際航海に従事し本邦の港に入港等する総トン数100トン以上のタンカー以外の船舶についても、油濁損害及び船骸撤去をてん補する保障契約の締結が義務付けられた。

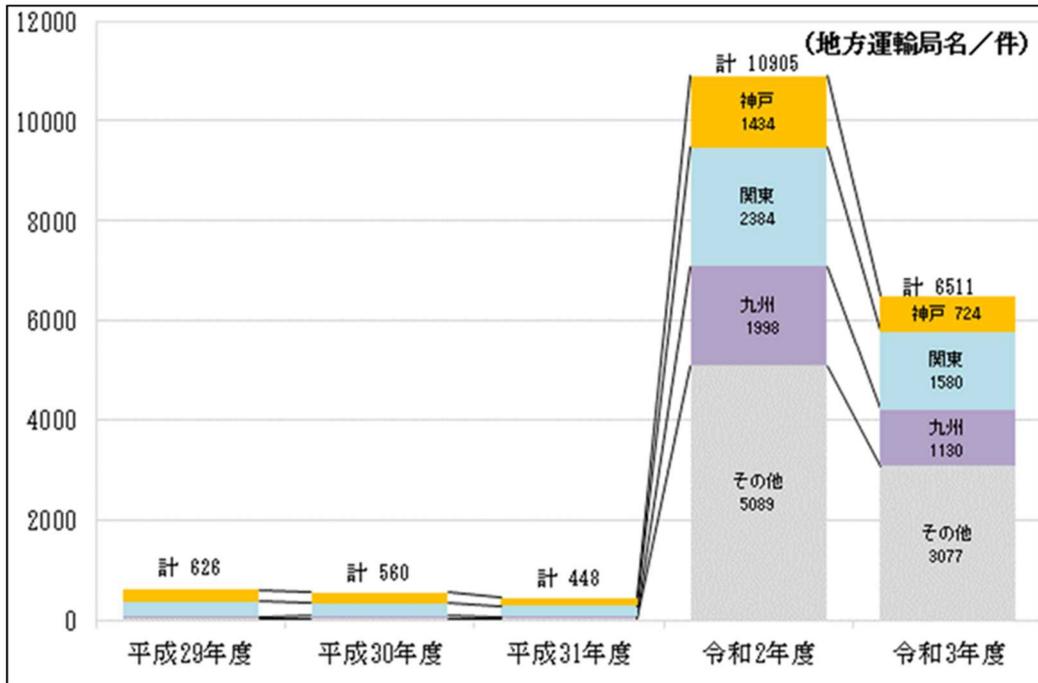
更に、船舶所有者の保険契約違反により保険会社から保険金が支払われない事例が発生していたことから、令和元年5月31日に同法を改正し、被害者から保険会社への直接請求権の付与、外国の裁判判決の効力の相互承認、内航船への適用拡大等を図った。本改正により法令名が「船舶油濁等損害賠償保障法」となり、令和2年10月1日から施行（同年3月1日から一部施行）

されている。

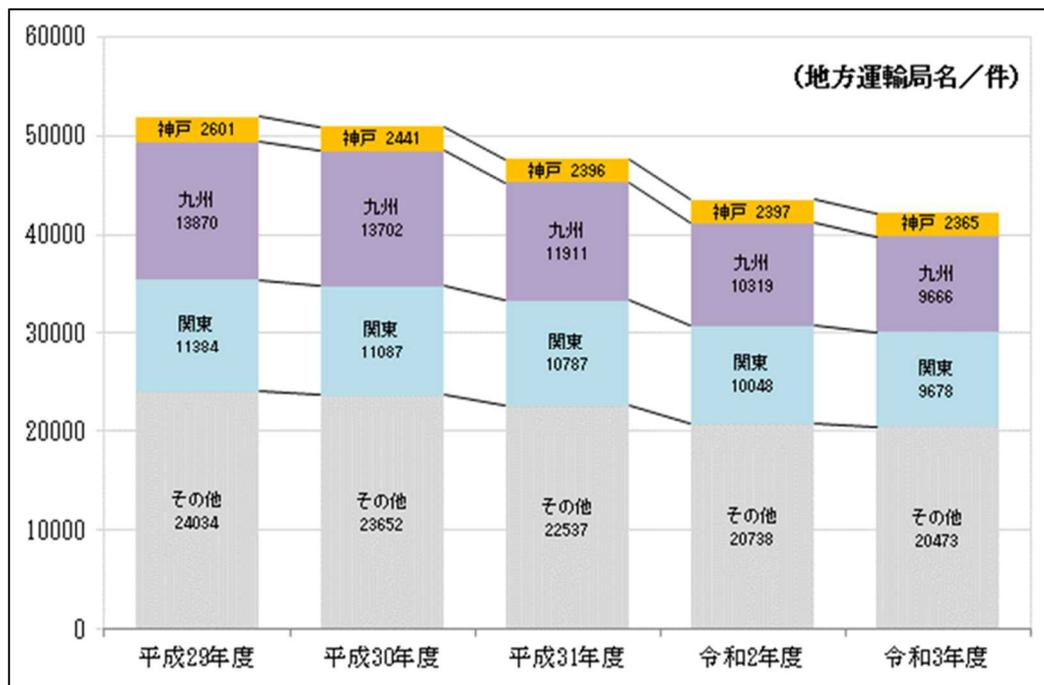
保障契約証明書については、令和元年の改正により交付件数が大きく増大した（第3図）。このため令和2年度は、改正法の施行時及び保障契約更新時の2回申請があり、件数が増大している。

また本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第4図）、必要に応じて立入検査を行っている。

第3図 保障契約証明書の交付件数



第4図 保障契約情報の受理件数



3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和3年度の同計画の実施状況については、第1表のとおりである。

第1表 令和3年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	78隻 46ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施
輻輳海域における事故防止対策	調整官 運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	11隻
安全航行等に関する講習会	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・海技資格課	内航船・漁船等の乗組員	小型漁船員を対象とした「安全運航講習会」は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止 安全運航講習会2回 (運航管理者研修会 運航管理者研修会及び安統官研修)
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等57箇所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付を実施

船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・ 海技資格課	内航船、漁船等	内航船 21 隻 漁船 47 隻 ※漁船については、新型コロナ ウイルス感染防止策により 訪船に代えて自主点検とした
------------	--------------------------------------	---------	--

4 海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(海事QMS)として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(船員行政QMS)として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

1 船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)～(キ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数（令和3年度）

局 海事事務所 指定市町	種別 船員手帳				種別 雇入契約の 成立等の届出				船長 就退職 証明	記載 事項 証明	種別 航行報告			写真 はり 換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎)	825	8	948	21	2,275	2,143	644	9	0	1	61	59	63	0
姫路海事事務所	14	1	40	6	1,063	1,163	339	3	0	0	40	40	40	0
小計	839	9	988	27	3,338	3,306	983	12	0	1	101	99	103	0
尼崎市	0	0	2	0	177	170	34	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	2	0	15	3	796	782	249	0	0	0	11	11	17	0
洲本市	3	0	5	0	7	6	0	0	0	0	6	6	6	0
淡路市	4	0	4	0	11	9	9	0	0	0	14	14	14	0
南あわじ市	8	0	2	0	31	26	12	0	0	0	4	4	4	0
姫路市	22	0	50	5	569	572	87	0	1	0	71	71	71	0
豊岡市	3	0	7	2	59	74	17	0	0	0	0	0	0	0
香美町	10	0	14	1	53	67	17	0	0	0	5	5	5	0
新温泉町	12	0	11	0	132	148	6	0	0	0	4	4	4	0
小計	64	0	110	11	1,835	1,854	431	0	1	0	115	115	121	0
合計	903	9	1,098	38	5,173	5,160	1,414	12	1	1	216	214	224	0

(ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和3年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者257社からの報告によれば、所有船舶数は559隻、船員数は3,728人である。（第2表、第1図参照）

(イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和3年度は、2,048件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正）、11,759件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を行っている。

(ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和4年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、31事業者あり、令和3年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が207件あった。

(エ) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和4年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、159事業者あり、令和3年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計50件あった。

(オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独)労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和3年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

(カ) その他資格認定等の事務（令和3年度）

当直部員の認定	本局 372件	姫路	11件
危険物等取扱責任者の認定	本局 228件	姫路	34件
旅客船教育訓練の認定	本局 12件	姫路	0件
救命艇手適任証書交付	本局 11件		
限定救命艇手適任証書交付	本局 0件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局 60件		
特定海域運航責任者資格認定	本局 2件	姫路	0件

(キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換（令和3年度）	本局	5件
	姫路	0件

第2表 船員法適用船員数

< ①船種別 >

(令和3年10月1日現在)

区分		本局・支局別		
		本局	姫路	合計
汽船	船舶所有者数	64	54	118
	隻数	142	92	234
	乗組員数	1,083	379	1,462
漁船	船舶所有者数	52	0	52
	隻数	53	0	53
	乗組員数	409	0	409
その他	船舶所有者数	60	27	87
	隻数	216	56	272
	乗組員数	987	213	1,200
計	船舶所有者数	176	81	257
	隻数	411	148	559
	乗組員数	2,479	592	3,071
船員数内訳	乗組員数	2,479	592	3,071
	予備員数	576	27	603
	計	3,055	619	3,674
	非雇用船員数	43	11	54
	適用船員数	3,098	630	3,728

注. 「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

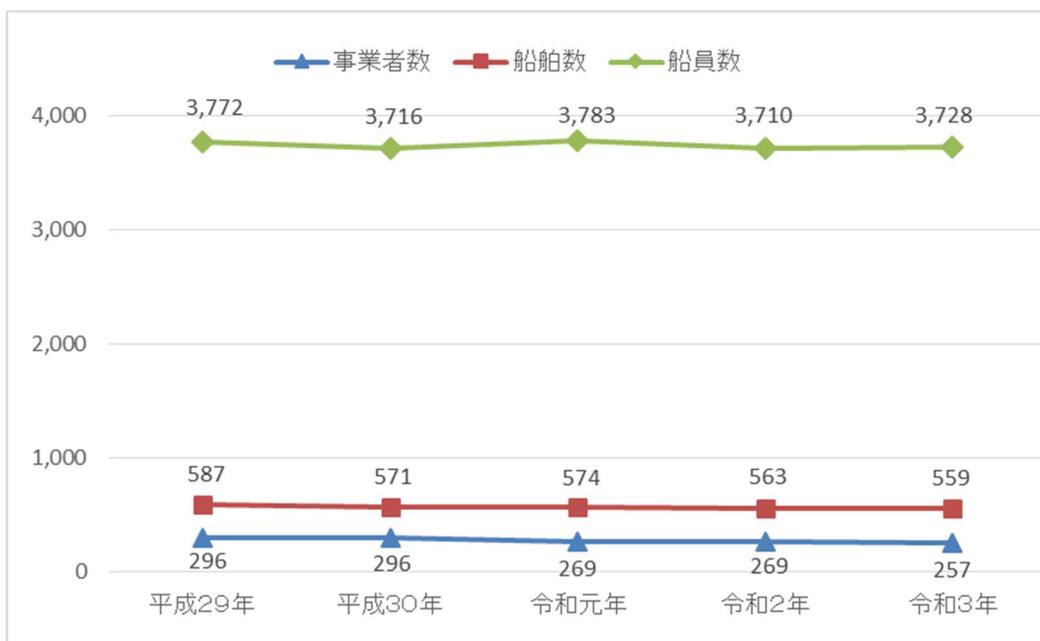
第2表の数値は、令和3年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

< ② 総トン数別 >

(令和3年10月1日現在)

総トン数 \ 本局・支局別		本局	姫路	合計
区分				
5～19	隻数	101	37	138
	乗組員数	234	50	284
20～99	隻数	89	18	107
	乗組員数	510	41	551
100～499	隻数	164	82	246
	乗組員数	920	416	1,336
500～699	隻数	0	4	4
	乗組員数	0	26	26
700～999	隻数	13	7	20
	乗組員数	121	59	180
1000～4999	隻数	20	0	20
	乗組員数	313	0	313
5000～9999	隻数	9	0	9
	乗組員数	119	0	119
10000～	隻数	12	0	12
	乗組員数	260	0	260
その他	隻数	3	0	3
	乗組員数	2	0	2
計	隻数	411	148	559
	乗組員数	2,479	592	3,071

第1図 船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和4年3月31日現在、本局管内52機関、姫路海事事務所管内13機関、合計65機関の医療機関が指定を受けている。

(イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における令和3年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書（認定48件、再交付5件、引替0件）

船舶料理士資格証明書（交付38件、再交付0件、引替0件）

(3) マルシップに関する事務

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和3年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇入	雇止	変更	更新
雇入契約等届出件数		1,130	989	213	0
マルシップ	日本人	75	154	32	0
	外国人	1,055	835	181	0
電子届出		758	750	178	0

(注) 「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和3年度）

	船員手帳交付等の申請内訳			
	新規	書換	再交付	訂正
船員手帳交付等件数	702	845	2	3

(イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

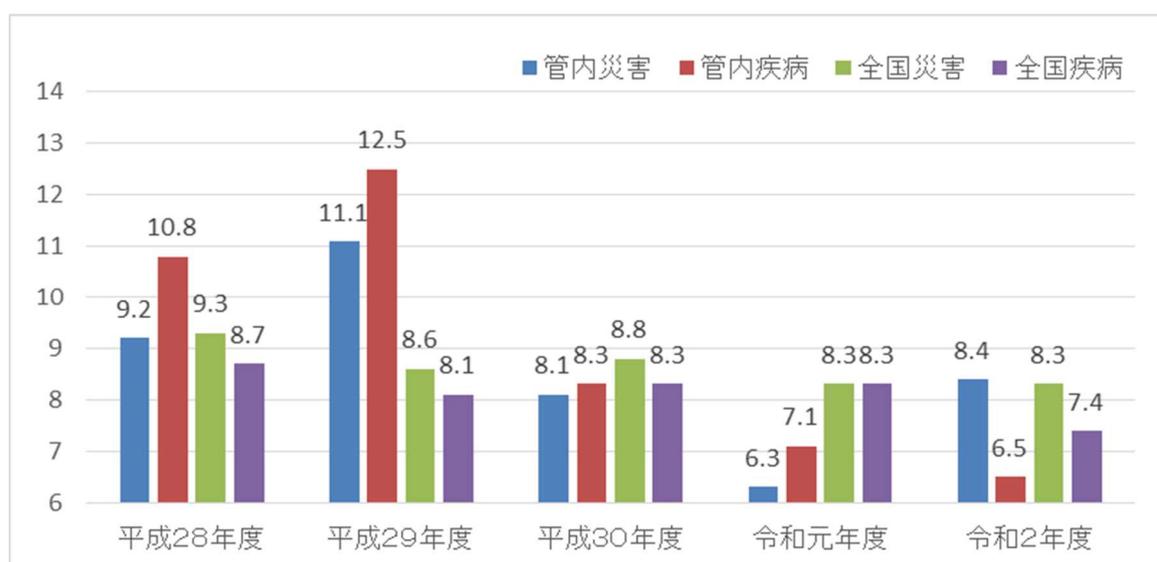
令和3年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を2件、船員認定を101人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ア) 災害・疾病発生状況

平成28年度から令和2年度の5か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第2図のとおりとなっている。

第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・千人率）



令和2年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第5表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を0.1ポイント上回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を0.9ポイント下回っている。

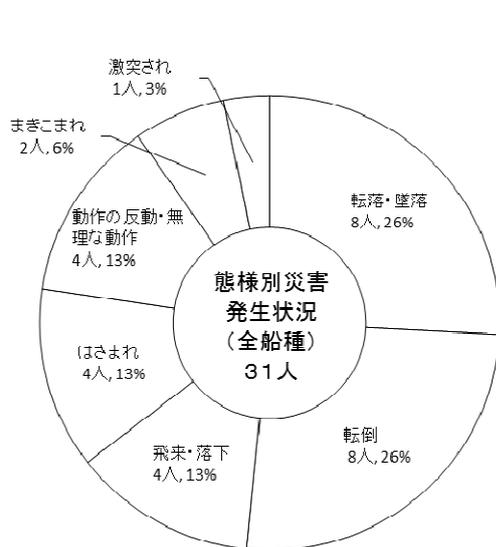
また、令和2年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第3図及び第4図のとおりとなっている。

第5表 管内船員災害疾病発生状況（令和2年度）

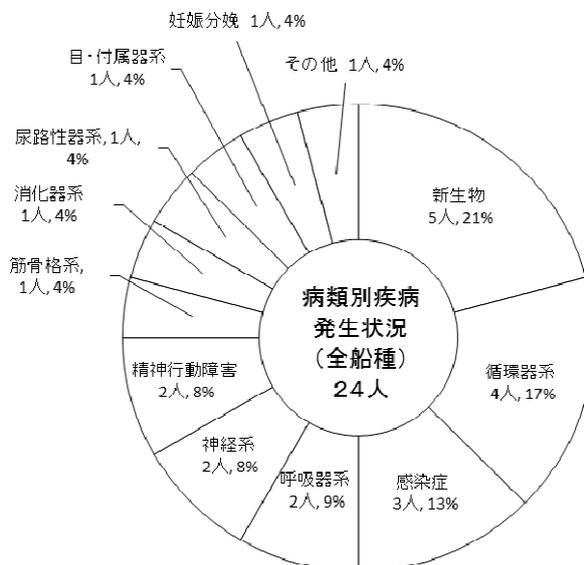
区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種		全国平均
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	千人率
災 害	14	7.3	12	26.8	5	3.7	31	8.4	8.3
疾 病	15	7.8	4	8.9	5	3.7	24	6.5	7.4
船員数	1,919		447		1,344		3,710		

(注) 1. 船員数は、令和2年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。
 2. 千人率とは船員千人あたりの災害疾病発生数である。

第3図 態様別災害発生状況（令和2年度）



第4図 病類別疾病発生状況（令和2年度）



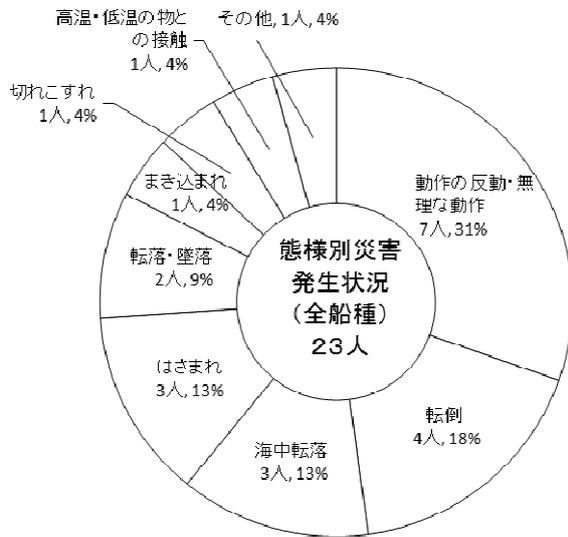
令和3年度の管内の船員災害疾病発生状況（速報値）は、第6表のとおりとなっている。

また、令和3年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況（速報値）は、それぞれ第5図及び第6図のとおりとなっている。

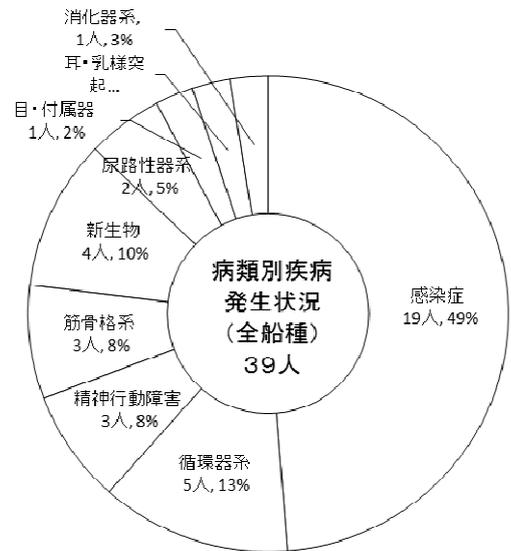
第6表 管内船員災害疾病発生状況（令和3年度速報値）

区分	一般船舶		漁 船		そ の 他		全船種	
	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率	人 数	千人率
災 害	12	6.2	10	24.3	1	0.7	23	6.2
疾 病	22	11.4	6	14.6	11	8.0	39	10.5
船員数	1,935		412		1,381		3,728	

第5図 態様別災害発生状況
(令和3年度速報値)



第6図 病類別疾病発生状況
(令和3年度速報値)



(イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第1回：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止(神戸)

「令和3年度船員災害防止実施計画」資料送付

第2回：令和4年3月16日(オンライン開催)

なお、管内における「令和3年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の防止対策

- ・海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認。
- ・海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用徹底を指導。
- ・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニケーションの強化・充実を図る。
- ・死亡・重大災害撲滅のため、船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を図る。
- ・8月の集中訪船指導の機会に、作業用救命衣着用の徹底及び漁労中・漁獲物選定作業中の安全意識の向上を図る。

b) 船員の健康増進対策

- ・生活習慣病やメタボリックシンドローム等の克服のため、食生活の改善等の健康増進対策について啓発を図る。
- ・船員労働安全衛生月間における船員無料健康相談の実施

- ・新型コロナウイルス感染症における正しい知識と最新の動向を把握し、感染者が発生した場合には、国等の感染拡大予防ガイドライン等に基づき、国、船舶所有者、船員が一丸となって感染防止対策の徹底を図る。
- ・医師等を講師とした最新の医療、健康情報に関する講演会の実施

(ウ) 船員労働安全衛生月間（9月1日～30日）

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本局管内：神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内：姫路地方船員労働安全衛生協議会

- ・令和3年度（第65回）は“気をつけよう いつもと違う小さな異変 皆で目指そう 安全運航”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(エ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月15日：「海中転落者救助訓練」

（主催：大阪湾パイロットボート株式会社、65名参加）

(オ) 安全衛生管理体制の確立

令和3年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、8社（うち任意選任5社）、安全衛生委員会を設置している事業者は13社（うち任意設置6社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(カ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和3年度末現在、管内では4事業者（1級：4者）が認定されている。

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

令和3年4月、7月、10月、令和4年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (令和3年度)

種別 \ 区分	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	22	400	269	9	134	60
機関1～6級	17	288	194	5	111	47
*通信1～4級	—	14	—	—	14	—
合計	39	702	463	14	259	107

* 「通信1～4級」は、海技士（通信）1～3級と、海技士（電子通信）1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

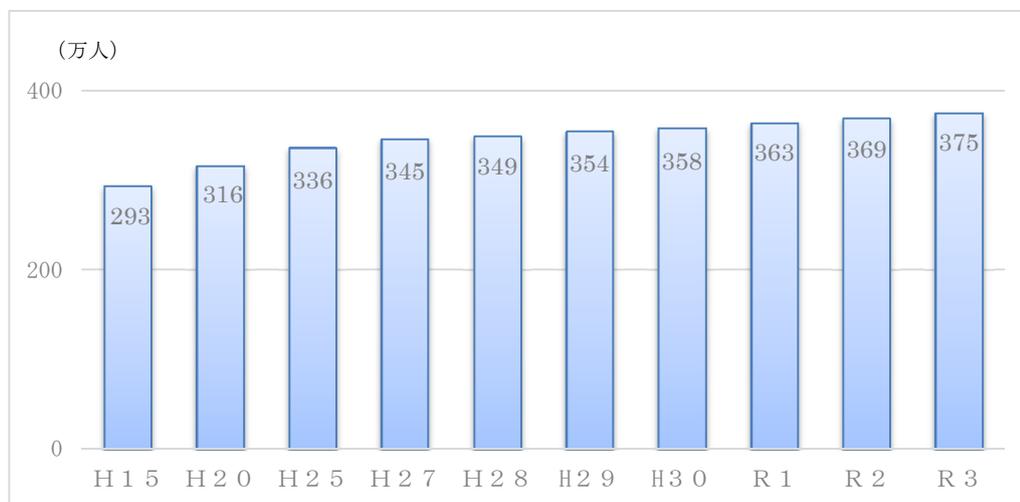
神戸市で3回実施した。申請者総数は80名で、合格者総数は73名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

第7図 小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

(3) 免許関係事務等

令和3年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

種別 \ 区分	免許	訂正・再交付	限定解除	更新
航海1～6級	91	46	46	308
機関1～6級	91	37	88	148
通信1～4級	21	5	—	20
小型船舶操縦士	800	605	1	3,635
合計	1,003	693	135	4,111

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	40
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	109
計		149
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	71
	身体検査合格証明書	34
	筆記試験科目免除証明書	27
	合格証明書	1
計		133

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスボートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、令和3年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習の種別 講習機関	小型船舶操縦士	
	更新講習 (人)	失効再交付講習 (人)
近畿小型船舶教習所	650	12
(株)ハイビスカスボートクラブ	346	18
神戸海技専門学院	421	133
西日本海技専門学院	9	10
合計	1,426	173

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和3年度の交付実績は6件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行うなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和3年度は、水上オートバイについて、7月に明石市の海水浴場で発生した遊泳者等の至近距離での危険操縦違反の事案や、9月に淡路市沿岸で発生した消波ブロックへの衝突で3名が死亡した事故等により、その安全性に関する問題が世間の耳目を集めることとなった。これにより管内の市や県、海上保安部等の関係機関が海上レジャーの安全のための諸活動を一層活発化させることとなり、神戸運輸監理部においても、関係機関との合同パトロールの実施、管内登録講習実施機関に対して講習受講者への危険操縦禁止の指導強化を要請するなど、安全指導及び啓発活動を強化した。

令和3年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、新型コロナウイルス感染症への予防対策に配慮しつつ、以下のとおりとなった。

(周知・啓発) 西宮地区1回 ※関西フローティングボートショーへのブース出展
 (安全指導等) 明石地区4回 西宮地区1回

3 水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

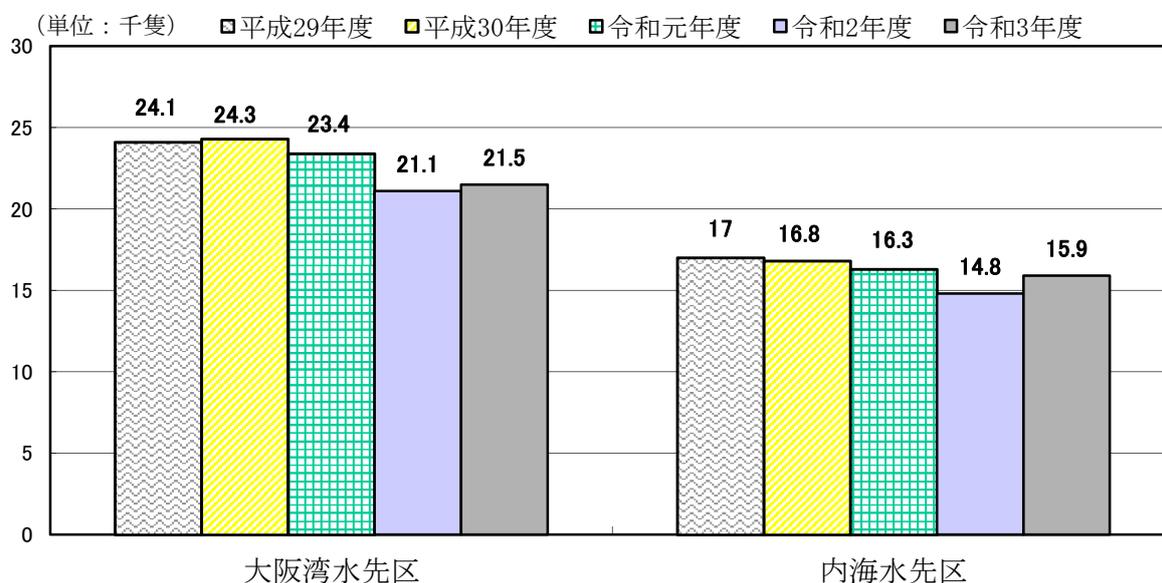
管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和4年3月31日現在、大阪湾水先区：101名（一級81名、二級13名、三級7名）、内海水先区：147名（一級118名、二級17名、三級12名）の合計248名で、令和3年度の実績については第11表のとおりであり、過去5年間の推移は第8図のとおりである。

水先人乗船船舶の海難事故は、令和3年度は5件であった。

第11表 水先実績

水先人会	日本船舶 (千ト)		外国船舶 (千ト)		合計 (千ト)		対前年度比 (%)	
	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数	隻数	総ト数
大阪湾水先区	1,067	79,866	20,443	796,609	21,510	876,475	102%	97%
内海水先区	1,148	81,136	14,781	572,317	15,929	653,453	107%	109%
合計	2,215	161,002	35,224	1,368,926	37,439	1,529,928	104%	102%

第8図 管内水先実績の推移（隻数）



(2) 水先人試験

令和3年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者（見込みも含む）37名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の2級及び3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和3年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計21名（大阪湾水

先区：1級7名（うち4名進級）、2級0名、3級1名／内海水先区：1級10名（うち6名進級）、2級0名、3級3名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和3年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和3年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は6件、再認定は17件であった。

海上安全環境部
運航勞務監理官

1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況（令和3年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	61	1
貨物船（国内）	37	1
合計	98	2

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況（令和3年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	0	0	2	1	2	1
姫路	0	0	2	2	2	2

(ウ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第3表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第4表のとおりである。

なお、いずれも新型コロナウイルス感染予防の観点から、研修動画をYouTubeで配信した。

第3表 安全統括管理者及び運航管理者研修（令和3年度）

実施日	研修内容
令和4年2月25日 ～3月18日	①「防災マネジメント ～テロと自然災害～」 国土交通省海事局安全政策課危機管理室 齊藤 雅彦 専門官 国土交通省海事局安全政策課危機管理室 野間 智嗣 専門官 ②「KYT（危険予知訓練）の船内教育導入」 独立行政法人海技教育機構海技大学校 航海科 山本 一誠 教授 ③「走錨リスク判定システム ～錨 ing(イカリング)～」 国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 原 健治 係長

第4表 旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和3年度）

実施日	研修内容
令和3年12月1日 ～1月31日 <共催> 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	①「小型旅客船の安全運航に向けて ～旅客の負傷事故（脊椎骨折）の防止～」 運輸安全委員会事務局神戸事務所 井手 則義 次席地方事故調査官 ②「怪我人・急病人の対応策」 神戸市消防局警防部救急課 圓尾 隆晴 救急研修係長 ③「コロナ禍における旅客船の安全運航について」 神戸運輸監理部海上安全環境部 澁谷 一穂 運航労務監理官

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は13隻である。

(イ) 船員法等に基づく監査

令和3年度の監査実績は、第5表～第9表のとおり、監査船舶数108隻、監査事業場数1社であり、監査の結果は、戒告5件、勧告0件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和3年度における公表はなかった。

第5表 監査船舶及び事業場数（令和3年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合計
	700ト 以上	700ト 未満				
本局	11	42	1	54	1	55
姫路	1	53	0	54	0	54
合計	12	95	1	108	1	109

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第6表 船員法条項別違反件数（令和3年度）

違反条項			本局	姫路	合計
船員法	10条	甲板上の指揮	1	0	1
	14条の4	航海の安全の確保	2	0	2
船員労働安全衛生規則	11条	安全衛生に関する教育及び訓練	0	2	2

※1隻は2件の違反（船員法10条と14条の4）を確認

第7表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
監査 件数	船舶監査	316	316	310	220	108
	事業場監査	2	1	2	2	1
	合計	318	317	312	222	109
違反 件数	船舶監査	7	5	9	5	5
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	7	5	9	5	5
勧告 件数	船舶監査	0	0	1	0	0
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合計	0	0	1	0	0

第8表 災害発生時監査状況（令和3年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	3	旅客船	墜落	負傷	なし
		旅客船	転倒	負傷	なし
		自動車運搬船	疾病	死亡	なし
姫路	3	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー	墜落	死亡	なし
		自動車渡船	車両衝突	死亡	船員労働安全衛生規則第11条違反
		砂・砂利・石材運搬船	甲板機械取扱	負傷	船員労働安全衛生規則第11条違反

第9表 海難発生時監査状況（令和3年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	6	火災	漁船	なし
		衝突（対物）	液化化学薬品ばら積船	船員法14条の4違反
		衝突（対船）	貨物船	なし
		衝突（対物）	旅客船兼自動車渡船	なし
		乗揚	貨物船	船員法10条及び14条の4違反
姫路	0	衝突（対物）	貨客船	なし
		—	—	—

(ウ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく監査

船員法等に基づく船舶監査の際に行った船舶職員又は小型船舶操縦者の乗り組みにかかる海技資格の監査において、違反が認められたものについては船員労働環境・海技資格課へ通報し、行政処分を行うこととしているが、令和3年度における違反はなかった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成18年10月に創設され、神戸運輸監理部では平成19年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第10表のとおりであり、合計298社（延べ数）に対して実施した。

第10表 評価を行った事業者数（令和3年3月31日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成19年度	7	5	12
平成20年度	10	7	17
平成21年度	22	15	37
平成22年度	20	31	51
平成23年度	11	29	40
平成24年度	13	26	39
平成25年度	6	10	16
平成26年度	7	9	16
平成27年度	7	9	16
平成28年度	8	5	13
平成29年度	6	5	11
平成30年度	6	5	11
令和元年度	3	5	8
令和2年度	4	3	7
令和3年度	2	2	4
合 計	132	166	298

海上安全環境部
外国船舶監督官

1 外国船舶の監督

(1) P S Cの概要及び体制

P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官等により実施されている。主たる業務は、本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対する立入検査であり、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘し、是正を指導している。

当該欠陥が、本船、乗組員又は海洋環境保護等に対する切迫した脅威となるような重大なものである場合は、行政処分により是正されるまで出港を差し止める、拘留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてP S Cを実施している。

(2) 管内P S Cの概要

令和3年度のP S C対象船を含む外航船の入港状況については、管内では神戸港が最も多くの入港隻数を数える。船種別では、コンテナ船の入港が最も多く、総入港隻数の半数を占め、次いで一般貨物船、タンカー、自動車専用船と続いている。

また、他の管内各港湾（姫路港、東播磨港、尼崎・西宮・芦屋港）の外航船入港状況については、一般貨物船が多いが、特徴的な傾向として、姫路港についてはL N G船、東播磨港については鉄鉱石、石炭を運搬するばら積み貨物船、尼崎・西宮・芦屋港については、中国が平成30年末からスクラップ等の輸入制限を行った影響を受けて入港船舶が激減しているものの、他国向けの金属スクラップを積み出す一般貨物船の入港が見られる。

神戸管内で実施しているP S C対象船舶を船種別に見た場合、一般貨物船が最も多いが、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船の検査隻数も多く、神戸管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも神戸管内の特徴である。

検査において指摘される欠陥の傾向として、令和3年度においては救命設備関係の欠陥が最も多く、次いで防火関係の欠陥となっている。

なお、令和3年度の重大な欠陥による拘留処分率は1%である。

(3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するP S Cの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：C I C）を行っている。

令和3年度は、復原性（Stability in General）に関するC I Cを令和3年9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内においては41隻の外国船に対してC I Cを実施した。

*** 東京MOU：アジア太平洋地域におけるP S Cの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域（現在21カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」と称する。）。我が国は東京MOUの主導国としてP S C検査官の訓練・研修など、P S C協力体制**

の強化、発展に貢献している。(現正規メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム)

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が（公財）日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般研修（General Training Course：GTC）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によるPSC関係条約、手順等の基礎的な知識及び実地訓練によるPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に受け入れており、近年は、中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。

令和3年度は、神戸運輸監理部からも、エキスパートミッション（各国の事情に対応した、きめ細やかな実船PSC指導）を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン指導に切り替えた。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

管内では、平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきた。

例年2月にはこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施しているが、令和4年2月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった。

兵庫陸運部
輸送部門

1 自動車運送事業の現況

(1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第1表のとおりである。

第1表 業務別事業者数及び車両数の推移

事業の種類	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
旅	乗合	事業者数	53	59	59	62	66	
		車両数	3,053	3,094	3,052	3,135	2,398	
	貸切	事業者数	138	132	129	132	126	
		車両数	1,545	1,500	1,489	1,419	1,291	
	客	乗用	事業者数	[1,162]	[1,124]	[1,072]	[1,031]	[990]
			車両数	1,930	1,912	1,865	1,828	1,786
特定		事業者数	24	24	24	23	25	
		車両数	123	131	134	138	139	
貨物	特別積合	事業者数	4	5	6	6	6	
		車両数	339	346	360	364	365	
	一般	事業者数	2,237	2,257	2,204	2,243	2,322	
		車両数	47,766	48,401	55,365	56,314	57,041	
	特定	事業者数	7	7	7	7	7	
		車両数	94	93	88	85	87	
	霊柩	事業者数	137	139	133	132	131	
		車両数	493	503	498	501	504	
	貨物軽自動車運送	事業者数	6,951	7,126	7,471	7,659	8,300	
		車両数	10,391	11,058	11,836	12,075	13,068	
利用運送	事業者数	3,207	3,205	3,229	3,242	3,278		

資料：国土交通省自動車局、近畿運輸局

(注) 1 乗用の〔 〕内は個人タクシーで内数。

2 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

3 「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

(2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、依然として輸送需要の減少が続いており、深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

第2表 乗合バス事業の実績

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
項目	年度					
延実在車両数 (日車)		98.7%	97.3%	104.2%	101.2%	87.7%
		988,630	961,469	1,001,437	1,013,908	889,228
延実働車両数 (日車)		96.3%	96.7%	101.6%	104.0%	81.7%
		795,255	769,061	781,565	812,450	663,905
実働率 (%)		80.4	80.0	78.0	80.1	74.7
走行キロ (千キロ)		96.4%	95.7%	106.5%	100.4%	98.9%
		130,644	125,023	133,153	133,733	132,329
輸送人員 (千人)		100.2%	98.0%	101.3%	99.2%	63.5%
		248,261	243,400	246,666	244,755	155,482
運送収入 (千円)		102.9%	97.8%	102.8%	97.1%	63.8%
		53,650,380	52,453,123	53,940,389	52,368,002	33,410,011
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	100.0%	99.0%	104.8%	96.6%	121.1%
		164.3	162.6	170.4	164.6	199.3
	輸送人員 (千人)	104.0%	101.4%	99.7%	95.5%	77.7%
		312.2	316.5	315.6	301.3	234.2
	運送収入 (円)	106.8%	101.1%	101.2%	93.4%	78.1%
		67,463	68,204	69,016	64,457	50,323

(3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、団体旅行の小口化、旅行商品の低価格化等により、運送収入は減少傾向であったが、安全コストが適切に反映された運賃・料金制度の導入や訪日外国人旅行者の増加等により近年は増加傾向に転じており、貸切バス事業を取り巻く環境は改善しつつある。

第3表 貸切バス事業の実績

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
項目	年度					
延実在車両数 (日車)		122.5%	106.8%	95.1%	92.1%	91.1%
		520,081	555,196	527,808	485,955	442,826
延実働車両数 (日車)		121.4%	92.0%	102.5%	88.0%	51.5%
		235,617	216,677	222,059	195,520	100,765
実働率 (%)		45.3	39.0	42.1	40.2	22.8
走行キロ (千キロ)		123.8%	98.9%	98.4%	88.1%	108.1%
		44,071	43,595	42,904	37,797	40,867
輸送人員 (千人)		117.6%	99.0%	110.1%	80.2%	48.6%
		11,159	11,051	12,170	9,757	4,738
運送収入 (千円)		123.0%	103.4%	97.8%	93.6%	43.0%
		15,134,073	15,649,128	15,300,688	14,322,940	6,158,791
実働 1日1車 当たり	走行キロ (キロ)	101.9%	107.6%	96.0%	100.1%	71.4%
		187.0	201.2	193.2	193.3	138.0
	輸送人員 (千人)	96.9%	107.6%	107.5%	91.1%	94.2%
		47.4	51.0	54.8	49.9	47.0
	運送収入 (円)	98.7%	112.4%	95.4%	106.3%	83.4%
		64,232	72,223	68,904	73,256	61,120

(4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏及び東播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図ることとしている。

第4表 タクシー事業の実績

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
項目	延実在車両数	100.5%	99.3%	93.8%	99.2%	91.9%
	(日車)	2,534,192	2,517,157	2,360,074	2,340,231	2,151,657
延実働車両数	(日車)	96.4%	96.4%	95.1%	95.7%	78.0%
		1,685,733	1,624,785	1,545,525	1,479,471	1,153,711
	実働率 (%)	66.5	64.5	65.5	63.2	53.6
総走行キロ	(千キロ)	96.6%	97.1%	96.9%	94.3%	65.5%
		274,187,600	266,352,981	258,011,108	243,312,252	159,334,394
実車キロ	(千キロ)	102.7%	99.3%	97.0%	94.4%	60.8%
		115,104,098	114,348,162	110,912,970	104,705,094	63,664,937
	実車率 (%)	42.0	42.9	43.0	43.0	40.0
輸送人員	(人)	97.3%	96.0%	94.9%	94.1%	62.3%
		48,075,017	46,168,636	43,835,898	41,263,483	25,711,641
運送収入	(千円)	98.0%	98.3%	97.6%	94.9%	64.9%
		45,170,872	44,420,787	43,336,871	41,119,853	26,672,887
実働	走行キロ	100.2%	100.7%	101.8%	98.6%	84.0%
	(キロ)	162.7	163.9	166.9	164.5	138.1
1日1車	実車キロ	101.0%	103.1%	102.0%	98.6%	78.0%
	(キロ)	68.3	70.4	71.8	70.8	55.2
当たり	輸送人員	100.7%	99.6%	100.0%	98.2%	58.8%
	(千人)	28.5	28.4	28.4	27.9	16.4
	運送収入	101.7%	102.0%	102.6%	99.1%	83.2%
	(円)	26,796	27,339	28,040	27,794	23,119

資料：近畿運輸局（法人タクシーの輸送実績）

上段は、対前年比

(5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されているほか、事業における取引環境・労働時間改善、乗務員不足などが喫緊の課題となっている。

第5表 貨物自動車運送事業輸送実績の推移

区分	年度	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
		トン数	シェア								
全 国	営業用	3,019,328	73.1%	3,031,940	73.5%	3,018,819	69.7%	3,053,766	70.5%	2,550,515	67.3%
	自家用	1,108,931	26.9%	1,091,020	26.5%	1,310,965	30.3%	1,275,366	29.5%	1,236,483	22.7%
	合計	4,128,259	100.0%	4,122,960	100.0%	4,329,784	100.0%	4,329,132	100.0%	3,786,998	100.0%
近 畿	営業用	464,079	81.4%	454,788	81.5%	459,396	81.6%	467,707	82.4%	378,461	75.0%
	自家用	105,758	18.6%	102,911	18.5%	103,373	18.4%	99,627	17.6%	126,057	25.0%
	合計	569,837	100.0%	557,699	100.0%	562,769	100.0%	567,334	100.0%	504,518	100.0%
兵 庫	営業用	147,242	84.1%	139,478	83.6%	130,583	83.1%	119,503	82.3%	110,162	78.0%
	自家用	27,863	15.9%	27,415	16.4%	26,522	16.9%	25,775	17.7%	30,999	22.0%
	合計	175,105	100.0%	166,893	100.0%	157,105	100.0%	145,280	100.0%	141,161	100.0%

資料：国土交通省「自動車輸送統計年報」

〔備考〕 シェア：全国＝全国における自家用、営業用貨物別の占有率
 近畿＝近畿6府県における自家用、営業用貨物別の占有率
 兵庫＝兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率
 自家用特殊用途車を除く

兵庫陸運部

監査部門

1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 令和3年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バス	0	3	2	7	7	6	4	8	8	6	5	3	59
タクシー	3	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	1	10
トラック	3	2	3	5	2	1	8	4	3	1	4	3	39
合計	6	5	5	12	11	8	13	12	11	7	11	7	108

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 令和3年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警告	合計 件数
			件数	車両数	延日車数		
バス	0	0	0	0	0	14	14
タクシー	0	0	3	15	461	0	3
トラック	0	0	8	25	485	1	9
合計	0	0	11	40	946	15	26

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

兵庫陸運部
検査整備保安部門

1 自動車分解整備事業の現況

(1) 自動車分解整備事業者等の推移

自動車分解整備事業者数等については横ばい傾向であり、整備主任者は減少傾向が続き、自動車検査員は微増傾向となっている。

第1表 自動車分解整備事業者数等の推移（各年度末現在）

項目 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
認証工場	3,409	3,403	3,395	3,393	3,414
認定工場	101	100	99	99	98
指定工場	1,133	1,133	1,136	1,134	1,132
整備主任者	7,944	7,950	7,864	7,809	7,622
自動車検査員	3,215	3,234	3,241	3,286	3,354

(2) 自動車整備士の現況

近年は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成26年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。

第2表 兵庫県内において合格した整備士数（単位：人）

項目 \ 年度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一級	大型自動車	-	-	-	-	-
	小型自動車	25	24	28	47	57
	二輪自動車	-	-	-	-	-
	小計	25	24	28	47	57
二級	ガソリン自動車	444	391	271	363	408
	ジーゼル自動車	367	339	254	311	284
	自動車シャシ	0	2	-	-	-
	二輪自動車	10	10	-	18	9
	小計	821	742	525	692	701
三級	自動車シャシ	87	63	54	49	59
	自動車ガソリン・エンジン	64	108	79	106	115
	自動車ジーゼル・エンジン	4	10	5	3	0
	二輪自動車	20	6	20	8	13
	小計	175	187	158	166	187
自動車	タイヤ	0	0	0	0	0
	電気装置	1	0	1	1	1
	車体	13	29	12	26	48
	小計	14	29	13	27	49
合計		1,035	982	724	932	994

2 自動車検査業務の現況

(1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去5年間の検査業務量の推移は、指定整備率が微減傾向にあり、継続検査（持込）および新規検査等は横ばい傾向となった。

第3表 兵庫陸運部 検査業務量推移

項目 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
指定整備	449,042	466,804	464,471	446,735	406,043
継続検査	90,045	92,251	91,671	95,555	93,304
新規検査等	27,251	24,036	26,883	28,299	27,349
指定整備率	83.10%	83.49%	83.52%	82.47%	81.31%

(2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去5年間のユーザー車検の推移は、横ばい傾向になった。

第4表 兵庫陸運部 ユーザー車検件数推移

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
持込車検総数	118,997	120,603	118,554	123,854	120,653
ユーザー車検数	43,347	43,092	43,771	46,528	44,600
ユーザー車検率	36.43%	35.73%	36.92%	37.57%	36.97%

(3) 街頭検査実施状況(令和3年度)

第5表 兵庫県下の実施状況

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数	
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計					法第54条	法第54条の2
一般街頭検査	4	12	16	3	74	109	36	0	0	0	法第54条	0
											法第54条の2	0
時間外街頭検査	1	7	22	12	0	42	12	2	5	0	法第54条	2
											法第54条の2	10
構内検査	62	65	0	62	0	189	3,457	1	6	0	法第54条	1
											法第54条の2	11
合計	67	84	38	77	74	340	3,505	3	11	0	法第54条	3
											法第54条の2	21

3 運行管理者資格者証の交付・整備管理者研修、自動車事故報告の状況

(1) 運行管理者資格者証の交付

第6表 運行管理者資格者証の交付状況

項目 \ 年	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資格者証交付枚数(貨物)	766	803	895	588	1,106
資格者証交付枚数(旅客)	232	230	228	129	222
合計	998	1,033	1,123	717	1,328

(2) 整備管理者研修

第7表 整備管理者研修の実施状況

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
選任前	実施回数	9	9	9	18
	人数	646	663	813	655
選任後	実施回数	15	16	16	19
	人数	1,500	1,579	1,738	1,191
合計	実施回数	24	25	25	37
	人数	2,146	2,242	2,551	1,846

(3) 自動車事故報告

第8表 自動車事故報告の状況

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
バス	件数	93	78	62	56
	死者(人)	2	1	2	2
	重傷(人)	11	10	9	8
	軽傷(人)	37	17	8	16
ハイヤー タクシー	件数	17	14	17	15
	死者(人)	2	4	2	4
	重傷(人)	13	8	13	8
	軽傷(人)	5	3	4	7
トラック	件数	43	67	40	49
	死者(人)	14	29	20	10
	重傷(人)	17	20	11	18
	軽傷(人)	12	26	10	10
レンタカー 等	件数	1	1	1	3
	死者(人)	0	0	0	1
	重傷(人)	1	0	0	2
	軽傷(人)	0	1	2	2
合計	件数	154	160	120	123
	死者(人)	18	34	24	17
	重傷(人)	42	38	33	36
	軽傷(人)	54	47	24	35

兵庫陸運部
登録部門

1 管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、平成29年度から令和2年度にかけて対前年度を比較すると、平成29年度は同0.33%、平成30年度は同0.13%の増加率であった。令和元年度については新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により同0.003%と落ち込んだが、令和2年度は同0.30%と増加率は持ち直している。

令和3年度は半導体の供給不足やデルタ株の感染拡大によるサプライチェーンの乱れなどのためか、0.17%と増加率は減少した。

第1表 自動車保有車両数（登録車（小型二輪車を含む）・軽自動車）（各年度末現在）

